

陳 情 回 答 緜

(陳情第 59 号～第 77 号)

平成 29 年第 4 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	5 9 号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第	6 0 号	子ども・子育て支援新制度について	1 1
陳情第	6 1 号	行政にかかる諸問題について	1 5
陳情第	6 2 号	行政にかかる諸問題について	3 9
陳情第	6 3 号	行政にかかる諸問題について	5 5
陳情第	6 4 号	行政にかかる諸問題について	6 3
陳情第	6 5 号	近畿大学医学部附属病院について	8 5
陳情第	6 6 号	児童発達支援センターの充実について	9 1
陳情第	6 7 号	社会保障の充実について	9 3
陳情第	6 8 号	公共交通について	9 7
陳情第	6 9 号	障害児施策の充実について	9 9
陳情第	7 0 号	子どもの読書活動の推進について	1 0 1
陳情第	7 1 号	図書館行政について	1 0 3
陳情第	7 2 号	図書館行政について	1 0 5
陳情第	7 3 号	放課後施策について	1 0 7
陳情第	7 4 号	放課後施策について	1 0 9
陳情第	7 5 号	放課後施策について	1 1 1
陳情第	7 6 号	放課後施策について	1 1 3
陳情第	7 7 号	放課後施策について	1 1 5

番 号	陳情第59号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月15日

(審査結果)

第2項

現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項をできるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第59号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（企画部）

本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。

今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。

第4項（広報部広報課）

「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。

本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。

番 号	陳情第59号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項（行政部行政管理課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）

指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。

指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。

引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい担い手を選択してまいりたいと考えております。

第6項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）

自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。

本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。

また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、堺まつりでの自衛隊音楽隊の演奏については、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。

番 号	陳情第59号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>区民評議会の会議は公開で実施しており、会議の結果につきましても、各区のホームページをはじめ、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>また、区民の皆様とともに、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりをより一層推進するため、各区の区民評議会での取組や、その議論を反映した各区の事業などについて、広報さかいで特集記事を掲載するほか、市長と各区民評議会における会長の皆様との意見交換会を公開の場で実施するなど、様々な機会を通じて周知ができるよう努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、議論の進捗状況や調査審議している方策の方向性などについて、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、お知らせしてまいります。</p>						
第8項（市民生活部生涯学習課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。</p> <p>本市では、現在のところ公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>なお、公民館増設の予定はございませんが、本市内には他にもさまざまな生涯学習関連施設が設置されておりますので、併せてご利用ください。</p>						
第9項（人権部人権推進課）						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帶して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様に核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>						
第10項（人権部人権推進課）						
<p>日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市の子ども医療費助成制度は、平成22年7月府内で初めて所得制限を撤廃し、入院・通院とも中学校卒業まで対象を拡充しました。</p> <p>市民の方からはさらなる拡充についての声が多くあることから、子育てしやすいまち日本一をめざすための重点施策として、高校生世代への拡充に向け子ども医療費助成制度の対象要件の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいているります。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第12項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料及び一部負担金の減免基準の原則統一に向けて、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や大阪府国民健康保険運営協議会において審議が進められています。</p> <p>10月30日には大阪府知事から府内各市町村長に対して大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見聴取がありました。本市は、11月13日に、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含め、然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>平成30年度以降の保険料率については、都道府県が公表する標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることになります。大阪府が示す平成30年度の標準保険料率がどのような水準になるかは現段階では未確定です。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課）						
本市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しております。						
また、従来通り、有効期間満了の約40日前の時点で更新申請を提出されていない方に対しては、介護度に関わらず全ての方へ更新申請勧奨通知を封書にて発送しております。						
公費投入に関しては、介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。						
したがって、本市としましては、平成27年度に設けられた国・地方の公費を繰り入れて低所得者の保険料を軽減できる仕組みの枠外で一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。						
本市においては、次期介護報酬改定及び制度改革に当たって、国に対し、保険者の意見を十分反映して、被保険者の生活及び保険者の財政運営に混乱をきたさないよう要望しているところです。						

番 号	陳情第59号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第14項、第16項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）

本年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、特に混乱もなく、円滑な運営を行っています。保護者との日々の関わりや職員会議での意見等をふまえ、職員に対する研修内容の充実等を図りながら、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にした教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでまいります。

なお、公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民ニーズの質の維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の認定こども園では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることになります。

また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。

さらに、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあり、本市も応分の負担をし、保育士の処遇改善に努めているところです。

第15項（子育て支援部幼保推進課）

第2子以降の保育料無償化については、待機児童対策とのバランスも考慮するとともに、実施時期や方法などについても十分に検討のうえ、段階的に進めていく必要があると考えています。

番 号	陳情第59号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）						
<p>ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として児童扶養手当、また、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」や看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金事業などの就労支援を行っています。さらに、養育費確保のための無料弁護士相談を実施しております。また、各区役所には、ひとり親家庭の生活相談などに対応する母子・父子自立支援員を配置するとともに、生活上の諸問題に関する相談窓口を、母子家庭等就業・自立センターに設置して、総合的なひとり親家庭支援策の充実・強化に努めています。</p>						
<p>生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p>						
<p>就労支援については、公益財団法人堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）内に「堺市地域就労支援センター」を開設し、母子家庭の母をはじめとして、障害者や中高年齢者等、就労意欲を持ちながらも、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対し、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っております。</p>						
<p>また、さかいJOBステーションの女性しごとプラザにおいては、女性の就職支援拠点として、就職に関するカウンセリングや就職に役立つセミナー、企業とのマッチングイベントの開催などの就労支援を行っております。企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施などを通じて、様々な立場にある女性が活躍できる職場づくりへの啓発をはじめとした雇用・定着支援を行っているところです。</p>						
<p>今後とも、母子家庭の母親をはじめとして、就労意欲のある求職者への支援と、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第18項（商工労働部産業政策課）						
<p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷株式会社とも事業統合した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果が期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行ったところであり、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年3月末で97件（うち51件が中小企業）を認定し、約1兆330億円の投資と約6,560人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（1）（学校管理部保健給食課）						
<p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>一部の学校における全員喫食につきましては、公平性の確保など様々な観点から課題があるものと考えております。</p> <p>中学校給食の就学援助の適用につきましては、課題のひとつであると認識しております。</p>						
第19項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p> <p>今後も、放課後児童対策事業における、施設及び設備の整備並びに運営に係る予算の確保に努めてまいります。</p>						
第19項（3）（学校教育部学校指導課）						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	健康福祉局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第2項（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市の子ども医療費助成制度は、平成22年7月府内で初めて所得制限を撤廃し、入院・通院とも中学校卒業まで対象を拡充しました。</p> <p>市民の方からはさらなる拡充についての声が多くあることから、子育てしやすいまち日本一をめざすための重点施策として、高校生世代への拡充に向け子ども医療費助成制度の対象要件の検討を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第3項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>平成30年4月に新たに開設予定の保育施設につきましては、幼保連携型認定こども園の分園が1か所、小規模保育事業施設が9か所、医療的ケア児の利用にも対応した小規模保育事業施設が1か所となっています。</p> <p>また、増築や増改築により受け入れ枠を拡充する既存施設が5か所、幼稚園の認定こども園への移行による受け入れ枠拡充が1か所となっています。</p> <p>今後も引き続き保育ニーズの推移をしっかりと把握しながら必要な受け入れ枠の整備を進め、より多くのお子さんが利用できるよう努めてまいります。</p>						
第4項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>分園や小規模保育事業施設を卒園するお子さんについては、引き継ぎ教育・保育施設を利用することができるよう配慮する観点から、加点措置を設けているほか、小規模保育事業については認定こども園、保育所、幼稚園との連携施設を設定する中で、卒園後の受け皿として、可能な範囲で優先枠を設け、受け入れを行なっています。</p> <p>また、3歳以上の受け入れ枠拡充に向けては、既存施設の増築や増改築のほか、私立幼稚園の認定こども園への移行や長時間預かり保育の促進に取り組んでいるところです。</p>						
第5項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>第2子以降の保育料無償化については、待機児童対策とのバランスも考慮するとともに、実施時期や方法などについても十分に検討のうえ、段階的に進めていく必要があると考えています。</p>						
第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置いたしました。</p> <p>施設が未設置となっている東区・美原区では、医療機関（小児科）併設型の病児保育施設についてこれまで実施可能な医療機関がないなど設置は困難な状況です。このため、今年度中に市内全域をカバーする訪問型病児保育事業の実施を予定しているところです。今後とも病児保育事業の充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第7項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>今年度実施予定の訪問型病児保育事業につきましては、市内全域を対象としていることから、訪問経路の観点からも訪問スタッフが市内各地にいることが望ましいと考えています。国の要綱上、訪問スタッフは看護師等の有資格者に限定しておらず、一定の研修を受講した方となっているところですが、本市におきましては、訪問スタッフについては、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドサポーター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて2日以上の実習を実施するとともに、フォローアップ研修も行います。また、病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めてまいります。</p>						
<p>万が一事故が起きたときは、事故の状況等により、堺市、事業者、訪問スタッフがそれぞれの責任を負うことになります。なお、事故に備えて、事業者には賠償責任保険等への加入を義務付けています。重大な事故が起きた場合には、速やかに事業者として解決に向けた対応を行うとともに、事故の詳細を隨時市に報告することとしており、市として検証を行い、その結果を国に報告することとなっております。今後とも、様々な形で子育てと仕事等との両立を支援する事業を行ってまいります。</p>						
第8項（子育て支援部幼保運営課）						
<p>保育士の処遇改善策につきましては、国の公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあり、本市も応分の負担をしています。さらに、保育所等へ交付する本市独自の運営補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等により処遇改善を図っているところです。</p>						
<p>また、本市では従来から国庫補助を活用し、民間施設を含めた保育士等を対象とした研修を実施しています。これらの研修を通じて、スキルアップを図るとともに、保育士等の方が感じている職責の重さや事故への不安の軽減につなげたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第61号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月15日
(審査結果)	
第1項	
<p>政務活動費は、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付されております。また、どのような活動に政務活動費を充当したかについては、収支報告書や領収書の写し、その他証拠書類等をどなたでも閲覧できるように堺市議会ホームページや堺市役所高層館3階の市政情報センターにおいて公開しております。</p> <p>今後とも、多様な市民ニーズに的確に応え、住民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいります。</p>	

番 号	陳情第61号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月15日

(審査結果)

第2項

政務活動費の按分について、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、政務活動に要した部分の時間割合や面積割合等に基づき按分を行っております。なお、按分割合については、会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとしています。

次に、政務活動費の交付方法について、本市議会では「会派への交付」「議員への交付」「会派及び議員への交付（交付額を会派・議員に分けて交付）」の3方法で交付しており、現在見直しの予定はありませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、住民監査請求による政務活動費の返還請求について、ご指摘の各年度における住民監査請求にかかる監査の結果は、堺市ホームページ（下記URL【※】へアクセスして下さい）に掲載されており、どなたでもご覧いただけます。なお、返還請求のうち監査結果公表日が平成27年10月29日分については、人件費等の返還請求に対する処分の取り消しを求めて訴訟となっております。

※住民監査請求監査の結果・措置状況について

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/kansa/kansakajokyo/sochijokyo/sochijonitsukii.html>

番 号	陳情第61号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（企画部）						
<p>本市は先導的な取組により大幅な温室効果ガスの削減に挑戦する「環境モデル都市」として国から認定されており、市民生活や資源・自然環境、産業、交通などのあらゆる分野で、人と環境に優しいまちづくりを進めているところです。今後も持続可能な環境共生都市の実現に向けた取組みを継続してまいります。</p>						
<p>今夏の文化審議会世界文化遺産部会において、百舌鳥・古市古墳群は国内推薦候補に選定されました。大阪府・羽曳野市・藤井寺市と連携した世界文化遺産登録に向けた取組み、古墳群をはじめとした本市の魅力発信を引き続き実施いたします。</p>						
<p>平成28年2月に策定した「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、ものづくり産業や女性の就業率の高い医療・福祉分野などの成長分野の振興により、雇用創出、地域経済の持続的な発展へつなげております。また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の推進、中心市街地活性化などを通じて、愛着や誇りを実感するような魅力あるまちづくりを引き続き進めてまいります。</p>						
<p>本市の産業の実態については、本市の人口・産業・文化などの各分野の統計資料をまとめて掲載した「堺市の概要」を作成し、HPで公開し、市政情報センター等で配布しております。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（ニュータウン地域再生室）

「泉北ニュータウンの中核的センターとして、機能やポテンシャルを活かした再生の必要性」について、中核的なタウンセンターである泉ヶ丘駅前地域については、本市も参画している泉北ニュータウン再生府市等連携協議会において「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を策定しています。このビジョンでは、泉ヶ丘駅前地域の将来像として掲げる「子育て」「健幸」「創造」を象徴する商業・文化・芸術・教育健康等がさらに充実するよう、駅前に情報発信や活動の場となる機能を導入し、本地域の活性化のシンボルとして内外に発信していくこととしています。

今後も泉北ニュータウンが将来にわたって多様な世代が住み続けることのできる魅力あるまちをめざし、泉ヶ丘地区センターの機能やポテンシャルを活かし、様々な取組を進めてまいります。

「住民の都市活動基盤の維持・向上の必要性と同地区センター内での施設更新・改善、公有地活用等の動きとの連携」について、泉ヶ丘駅前地域では、平成35年の近畿大学医学部等の開設により、さらなるまちの魅力向上を図るため、老朽化した道路等の都市基盤について、施設更新や機能強化に向けた取組を進めてまいります。

また、泉ヶ丘駅北側では駅前広場などにおいて、地権者が実施する再整備等と連携した取組みを実施することで、泉ヶ丘駅前地域全体のまちの価値を高めることにつなげてまいります。

「地域連携意識の高い地元商業者や大学、NPO等の存在と、こうした主体と連携したまちづくりへの期待」について、本市では市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的としてセブン・イレブン・ジャパン、ファミリーマート、イオン、NTT西日本、JR西日本などの企業と包括連携協定を結んでいます。

また、大学についても大阪大学、大阪府立大学、関西大学、甲南大学、プール学院大学、西区との連携については羽衣国際大学と包括連携協定を締結しております。これらの産学公の取組により観光や市政の情報発信だけでなく、健康・子育て関連や農商工連携による新たな製品づくりなどを行っております。

特に、泉北ニュータウンにおいては、大阪市立大学と泉北ニュータウン地域の再生に係る連携について協定を結び、同大学だけでなく泉北ニュータウンにおいてまちづくり活動、事業活動を展開する各種団体等と連携・協働し、戸建て住宅の再生についての取組をおこなっております。また、南海電鉄とともに地域の大学と連携した取組も行っています。今後も、泉北ニュータウンをはじめとする周辺地域が持続可能なまちとなるよう、連携して事業を実施してまいります。

「広域的な集客機能を有する商業、文化施設の立地と、こうした施設の連携による地域のブランド力の向上と広域からの来街者・居住者増への期待」について、現在、住民自らが主体的に泉北の魅力を発信する事業（「泉北をつむぐまちとわたしプロジェクト」）や泉北ニュータウンまちびらき50周年事業の中で市民の方が自ら企画・運営する事業が行われています。今後

番 号	陳情第61号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
も住民の方々と施設所有者が連携した取組が展開できるよう支援することで、生まれ育った市域への誇りや愛情をはぐくむとともに、来街者、居住者を呼び込むための魅力創造、魅力発信を進めてまいります。			

番 号	陳情第61号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（行政部行政管理課・情報化推進課）（市長公室広報部市政情報課）（上下水道局総務部総務課）						
<p>個人情報流出事案の検証に当たっては、本市が行った調査の内容や再発防止策の妥当性について、市独自の判断だけでなく、専門的な見地から意見を聴取する必要があることから、個人情報保護、情報セキュリティ、ITの各分野に精通された外部の専門家3名で構成する個人情報流出事案検証委員会を設置し、検証を行いました。この検証結果を踏まえ、引き続き情報セキュリティの対策に取り組んでいるところです。</p> <p>情報セキュリティの啓発・教育については、全職員を対象にe-learningを実施し、新規採用者、管理職昇任者を対象に情報セキュリティの集合研修を実施するとともに、全職員を対象とした自己点検も実施しているところです。</p> <p>また、国勢調査の回答状況確認表の一時紛失事案については、当該職員に対し、適正な個人情報の取扱い等の指導を行うとともに、懲戒処分を行いました。また、全職員には、所属長から事案の発生直後に今般の事案をもとに、個人情報の取扱いについて指示を行うほか、職階に応じた個人情報の適正管理についての研修を実施いたしました。</p> <p>今後も個人の権利利益を保護するために、職員の個人情報に対する意識の向上を図り、個人情報の適正管理が徹底されるよう努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（行政部行革推進課・人事部人事課・労務課）（財政局財政部財政課）						
<p>地方公務員の給与の根本基準については、地方公務員法第24条第2項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されており、本市としても、適正な給与水準の維持に取組んでいます。</p>						
<p>再任用職員の任用については、地方公務員法第28条の4及び第28条の5、並びに堺市職員の再任用に関する条例を根拠に任用を行っていますが、その任期については同法第28条の4第4項により国家公務員の制度に準ずることとされており、本市においてもこれに準じ、原則65歳に達する日以後における最初の3月31日までを最長任期としているところです。</p>						
<p>また、退職手当債の発行は、職員数や給与の適正化に関する計画を定め、将来の入件費の削減により償還財源が確保される場合に限られます。本市は、総務大臣の許可により発行が認められ、平成19年度から平成25年度にかけて退職手当債を発行し、平成28年度時点で残高は152億円となっています。退職手当債の償還は、毎年度計画的に進めており、過年度の発行分について平成40年度には償還が終了する予定です。</p>						
<p>市債残高と公債費にかかる国の指標である将来負担比率と実質公債比率で見ると、本市の財政の健全性は、政令指定都市でトップクラスの水準を維持しているところですが、退職手当債を含めた市債残高の推移には、今後とも十分に留意してまいります。</p>						
<p>行財政改革については、財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、現在、「第2期行財政改革プログラム」に基づき、計画期間である平成26年度から29年度の4年間で、歳入の確保や歳出の削減を合せて320億円以上の行財政改革に取り組んでいます。</p>						
<p>具体的には、事務事業の見直しをはじめ、要員管理の推進、ICTの活用や内部管理マネジメントの推進などによる組織及び運営の合理化、ファシリティマネジメントの推進、外郭団体の見直しのほか、市税等の収納率の向上や様々な手法による歳入確保などに取り組んでいます。</p>						
<p>外郭団体については、平成22年度に「外郭団体の見直し方針」を策定し、当時の21団体から現在は16団体へと統廃合等を実施してきました。また、存続団体においては、健全で自律的な経営基盤を確立するために、平成24年度から経営評価システムを本格導入し、外部有識者への意見聴取を行うなど、積極的な経営改善に取組んでいます。</p>						
<p>今後も、不断の行財政改革に取組み、より効果的な行財政運営を推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（人事部人事課）</p> <p>地方公務員の人事に関する根本基準を定める地方公務員法は、その第1条において、同法の目的を「地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資する。」と定めています。</p> <p>また、同法第30条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とする服務の根本基準が定められています。</p> <p>これらを受け、本市では、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や服務規律の確保に関する文書通知などを通じて、服務規律の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、職員への周知徹底を図り、服務規律の確保に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第61号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（財政部資金課・財産活用課）						
<p>本市では、「堺市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を進めております。また、公共施設の最適な配置を進めていく中で、未利用・低利用の状態にある市有財産については、ファシリティマネジメントの観点からその有効活用を進めております。</p> <p>例えば、事業廃止等により未利用となった土地については、本市における公共としての利活用の可能性を優先したうえで、将来にわたって利活用の予定がないと判断した場合は、売却処分を行い、財源の確保と管理経費の削減を図っております。また、事業実施までに一定の期間を要することとなっている土地については、一時的に貸付等も行いながら、適正な維持管理に努めています。</p> <p>今後も市有財産の更なる有効活用に努めてまいります。</p> <p>次に、市債の利息支払額の軽減については、本市の財政負担の軽減に向け、高利率の市債の繰上償還を実施しており、直近では平成27年度に「大阪府市町村施設整備資金貸付金」の繰上償還を行っております。今後もこのような取組を進め、公債費の削減に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第9項（危機管理室危機管理課）

本市では、東日本大震災をはじめ、大規模災害の被災地及び被災者を支援するための事業の資金に充てるため、堺市大規模災害被災地等支援基金を設置し、大きな災害で被害を受けた地域や被災者の支援事業を行っています。

平成28年度は、東日本大震災の被災地や被災者の皆様への支援のほか、平成28年熊本地震の被災地及び被災者の支援に本基金を活用しています。これらの支援事業等の内容については、堺市ホームページで公開するなど、市民の皆さんにお知らせしています。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/daishinsai/>

第10項（危機管理室防災課）

南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際に、被害をできるだけ少なくするために、市民一人ひとりが自ら災害に備える「自助」と隣近所や地域の皆さんでお互いに助け合う「共助」、道路や公園の整備などの「公助」の適切な役割分担と連携が重要となります。

高齢者、障害者等の要配慮者や女性、子どもをはじめ、災害時における市民の皆さんの暮らしの確かな安全・安心を確保するため、本市では「公助」の取組を着実に進めるとともに、市民の皆さんの「自助」「共助」の理解や取組を推進してまいります。

番 号	陳情第61号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>各区の区民評議会では、「若者の力を活かしたまちづくり」や「地域と連携した防災・減災対策」、「多世代交流・協生のまちづくり」など、多様な区域の課題や実情、区民のニーズを反映した諮問事項について、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりに向けた議論や調査審議が行われております。</p> <p>また、区域内において公益的な活動に従事している区民に参画いただくとともに、区域在住・在勤・在学者を対象とする委員の公募や傍聴者に対するアンケートを実施するなど、区民の声を反映しながら議論を進めており、各区においては、区民評議会での議論を踏まえ、これまでいくつものまちづくり事業が実現されております。</p> <p>今後も引き続き、区域の課題を区域で受けとめ、区域で課題解決が図っていけるよう、これまでの取組内容、区民評議会の果たすべき機能・役割を視点とした検証も踏まえ、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p>						
第12項（人権部人権企画調整課）						
<p>本市においては、あらゆる人が尊重される社会の実現をめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行、平成27年3月には、新たな「堺市人権施策推進計画」を策定し、さまざまな施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進してまいりました。</p> <p>今後も、本計画に基づき人権尊重の理念を市政全般に反映させ、市民の誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>						
第13項（人権部人権企画調整課）						
<p>本市においては、障害者の人権を含め、あらゆる人が尊重される社会の実現をめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行、平成27年3月には、新たな「堺市人権施策推進計画」を策定し、さまざまな施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進してまいりました。</p> <p>今後も、本計画に基づきこれまで以上に人権尊重の理念を市政全般に反映させ、市民の誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第14項（健康部健康医療推進課）

堺市では、平成8年に宿院町西から南安井町へ旧市立堺病院を移転いたしました。その後、平成24年4月に市立堺病院を地方独立行政法人化させ、平成27年7月に南安井町から家原寺町へ病院を移転し、地方独立行政法人堺市立病院機構が新しく堺市立総合医療センターとして運営を行っています。

旧市立堺病院（南安井町）の跡地利用にあたっては、有識者、地元住民等により構成された市立堺病院後利用事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しました。その際の最低売却価格は、民間不動産鑑定事業者2社の鑑定評価に基づいた価格であり、その鑑定評価にあたっては、土地と建物を一体として、さらに用途を病院事業に限定して売却するという条件で行った結果によるものです。このように最低売却価格は、専門資格を有する不動産鑑定士によって適正に評価された不動産鑑定額に基づいており、さらに最終決定は第三者を交えた市立堺病院後利用事業者選定委員会においてなされていることから、適正であったと考えています。

また、家原寺町への移転時に償還が残っていた企業債（旧市立堺病院建設費）については、その債務を承継した堺市が公債管理特別会計から近畿財務局に対して繰上償還を行いました。その財源は、地方独立行政法人堺市立病院機構が移行前病院事業債負担金として公債管理特別会計に対し全額負担しています。

第15項（障害福祉部障害施策推進課）

本市では、「第4次堺市障害者長期計画」及び「第4期堺市障害福祉計画」に基づき、「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと、生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」を基本理念として、障害者施策の推進に取り組んでおります。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、広く事業者や市民に対して法の趣旨の周知・啓発を図るなど障害者差別解消の推進に向けた取組を進めております。

差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務であることから、今後も引き続き、すべての市民一人ひとりが障害について理解を深めるための施策を進めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしてまいります。

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>R S ウイルス感染症は、例年秋から冬にかけて流行するウイルス感染症です。</p> <p>本市では、集団で生活又は利用する施設等から感染症発生時に報告書の提出を受けた場合、必要に応じて聞き取りや、対応策等の助言を行っています。</p> <p>感染経路は飛沫・接触感染で、咳エチケットや手洗いが予防として有効です。</p> <p>詳しくは、市のホームページにおいて、「R S ウイルス」で検索いただくと、「小児科疾患別の説明」ページで感染経路や予防法等をご案内しておりますので、ご参考ください。</p> <p>今後も市民にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいります。</p>						
第17項（健康部精神保健課）						
<p>本市では自殺を深刻な社会問題と捉え、平成21年3月に「堺市自殺対策推進計画」を策定、翌4月には精神保健課内に自殺対策を専門の主管事業とする「いのちの応援係」を設置し、以降、同係を中心に自殺未遂者支援を基軸とした自殺対策事業を展開しています。同係は精神保健福祉士を中心に心理士等の専門職種で構成しており、警察署、消防局（救急隊）、救急告示病院等と連携体制を構築してきました。この連携により本人やその家族の同意のもと、自殺未遂者への定期的な電話や自宅への訪問等により、継続的な支援に取り組んでいるところです。</p> <p>本年3月には、平成33年度までの行動指針となる「堺市自殺対策推進計画（第2次）」を策定しました。本計画に基づき、今後も自殺未遂者等ハイリスク者への支援の強化、悩みを抱える人に気づいて、適切な支援に繋いでいただく「ゲートキーパー」という身近な相談役の養成など、更なる対策の充実を図ってまいります。</p>						
第18項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課・介護事業者課）						
<p>介護予防の取組として、元気な時からの介護予防を啓発するため、健康づくりの自主活動グループの支援や介護予防教室の実施のほか、リーフレットの作成などにより市民周知にも努めています。</p> <p>在宅復帰の支援については、在宅での介護が必要な高齢者の生活を支えるために、在宅医療・介護の連携強化に向けた体制づくりに取り組んでいるところですが、病院から在宅生活に円滑に移行できるよう、今後も多職種間の連携を進めてまいります。</p> <p>なお、介護老人保健施設において、在宅復帰機能の高い施設が算定できる「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」につき算定の届出があった施設については、実地指導の際、算定要件を満たした運用をしているか、確認を行っています。</p> <p>また、本市においては、次期介護報酬改定及び制度改正に当たって、国に対し、保険者の意見を十分反映して、被保険者の生活及び保険者の財政運営に混乱をきたさないよう要望しているところです。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。</p> <p>また、相談を受けた窓口が懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						
第20項（健康部健康医療推進課）						
<p>堺市では、(公財) 堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、市が運営補助を行っています。同センターでは、夜間及び休日における子どもの急病に対して、外来を中心とする診療を行っており、子どもの命を守る初期救急診療体制を確保しています。</p>						
第21項（生活福祉部国民健康保険課・長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所保健医療課）						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円／年の引き下げとなりました。</p> <p>国保被保険者1人当たりの保険料の政令指定都市における本市の順位は、平成28年度決算ベースで、政令指定都市20市中6番目に安い保険料（高い方から15位）となっています。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>障害者給付金、難病患者等見舞金及び敬老祝金給付事業については、当初の障害者や難病患者、高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たしたものと判断しているところです。</p> <p>また、本市では限られた財源をより有効に活用しながら、効率的・効果的に市民サービスを実施するため、従来の個人給付型の事業から自立支援を主体に置いた事業へと転換しておりますことをご理解願います。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第22項（子ども相談所虐待対策課）						
<p>増え続ける児童虐待の中でも、その実態が表面化されにくく最も対応が難しいのが性的虐待です。被害児童が受ける虐待の内容やその背景は、個々様々であるため、被害児童の心と身体を2度傷つけることなく、まずは安全安心を確保します。個別の対応の中で、その原因を正確に把握し、トラウマが生じた場合には、それを克服していくことに努めます。</p> <p>あわせて被害児童の状態や必要に応じて、さまざまな心理療法を用います。また医療と連携していきながら、心のケアに取り組んでまいります。</p>						
第23項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>待機児童の解消に向けては、保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、認定こども園の創設や既存施設の増改築、また小規模保育事業も効果的に取り入れるなど、引き続き受け入れ枠の拡大に取り組んでまいります。</p>						
第24項（子ども青少年育成部子ども企画課）						
<p>子どもの貧困につきましては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、今後も引き続き、関係部局が密接に連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、本市では、「堺市子ども青少年育成計画」の基本的な考え方等を継承した「堺市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、教育・保育施設等の定員枠の拡大、地域の子ども・子育て支援の充実等に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、同事業計画に基づき、子育て支援策をさまざまな分野にわたり総合的に推進することで、安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに成長できる「子育てのまち堺」の実現に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	文化観光局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第25項（観光部観光企画課）（市長公室企画部大都市政策担当）						
<p>堺には、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群や、だんじり、ふとん太鼓などのまつり、包丁や線香といった伝統産業、堺発祥の文化である茶の湯や和菓子、さらには相撲場など、外国人観光客に関心の高い歴史文化資源が豊富にあります。</p> <p>2019年のラグビーワールドカップをはじめ、2020年のオリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西といった国際的スポーツイベントを好機と捉え、これらの資源を活用するとともに、関西国際空港や、泉州の各市町とも連携しながら、外国人旅行者に泉州地域で滞在、周遊してもらえるような取組みを進めてまいります。</p> <p>また、2025年の日本万国博覧会も、大阪・関西の魅力を世界に発信する好機であり、本市としましても、誘致実現に向けて機運醸成に努めてまいります。</p>						
第26項（国際部国際課）						
<p>在住外国人が増えていく中、国際交流・多文化共生の推進は、子どもたちをはじめとした市民の国際化の感覚を養っていくうえで、重要なものと考えています。</p> <p>本市では、「堺市国際化推進プラン」に基づき、国際交流を通じた異文化理解を促進し、また、本市に暮らすあらゆる人がお互いの人権を尊重し、地域社会の構成員として共に生きていけることのできる多文化共生のまちづくりを進めています。</p> <p>具体的な取り組みについては、海外姉妹友好都市との市民レベルでの草の根の交流を支援し、民間大使（アセアン各国で日本語等を学ぶ大学生）、市内の留学生、本市で働く国際交流員などと触れ合うイベントや講座を開催し、小学校、中学校、高等学校などで、言葉、音楽、踊り、民族衣装をはじめとする自国の歴史や文化を紹介するなどの事業を行っております。</p> <p>今後も、国際化施策を広く市民へ周知するとともに、国際交流や異文化を体験する機会を創出し、地域における国際理解の増進を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第27項（環境保全部環境対策課）						
<p>チタン廃棄物の対応については、国において「チタン鉱石問題に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）が示され、地方公共団体は大規模に跡地利用される場合には、国に事前通知することとされています。</p> <p>このことから、本市においては、「チタン廃棄物業務（災害時を含む）マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、本市域の堺第7-3区埋立地等の市内3か所については、大規模な跡地利用の計画等について、毎年度、報告を求めてています。</p> <p>今後とも、国の対応方針及びマニュアルに基づき適正に対応してまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項（商工労働部産業政策課）						
<p>本事業は、世界同時不況や新型インフルエンザの影響等があったとはいえ、ニューヨークでのレセプションなど実現できていない事業もありましたが、一連のニューヨークの取組の中で、本市の伝統産業である堺打刃物の世界市場での有望性を確認し、その後の展開への道筋をつけられたことは本市にとって重要な成果であり、産業振興における目的は一定達成できたものと考えております。</p>						
<p>本事業の課題等を踏まえ、平成23年度からは、堺刃物の事業者等や堺市、公益財団法人堺市産業振興センター等で構成された「堺食産品海外セールス実行委員会」を中心に、海外への販路拡大の取組を行っております。</p>						
<p>当初は、アメリカ・ニューヨークを中心にプロモーションを行っておりましたが、一定の販路が確保できたことから、アジア・シンガポール、アメリカ西海岸、フランス等で、現地の食の展示会への出展、あるいは、現地で堺刃物の研ぎの講演や、堺刃物を用いた和食調理の実演会の開催などに取り組んでおります。</p>						
<p>このような取組の結果、アメリカ向けの包丁の輸出額については平成21年から平成28年までの7年間で約22倍に増加しているところであります。引き続き、堺の事業者の新たな販路拡大や匠のものづくり技術を持つ堺の知名度の向上を図ってまいります。</p>						
第29項（商工労働部雇用推進課）						
<p>本市では、公益財団法人堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）内に「堺市地域就労支援センター」を開設し、障害者をはじめとして、一人親家庭の親や中高年齢者等、就労意欲を持ちながらも、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対し、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っております。</p>						
<p>障害者雇用につきましては、ハローワーク堺と共に、市内企業の事業主や人事労務担当者を対象に、障害者雇用に関する理解を深め、本市内における障害者の雇用の促進・安定を目的とした「障害者雇用促進セミナー」や「さかい障害者就職面接会」を開催しております。また、「堺市障害者多数雇用貢献企業認定事業」では、中小企業における障害者の雇用機会を拡大するため、障害者雇用に積極的に取り組む事業所を、「堺市障害者雇用貢献企業」として認定し、企業情報の発信や奨励金の支給などの支援を行っております。</p>						
<p>さらに、障害者の就労支援の専門機関として、障害者就業・生活支援センターにおいて職業準備訓練を実施し、ハローワーク堺等関係機関と連携・協力しながら、就職に必要な支援や就職後の定着支援を行っているところです。</p>						
<p>平成30年4月1日から民間企業における障害者の法定雇用率が引き上げられることも念頭におきながら、今後も、障害者をはじめ、就労意欲を持つ全ての方が活躍できるような支援を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第30項（都市再生部臨海整備課）						
<p>大浜北町市有地において、歴史・文化を活かした海辺の魅力的な交流空間の形成を図るため、賑わいを創出する民間施設の導入や親水機能等を有する公共空間の整備を一体的に行う事業者を、平成29年1月から募集し、5月末に事業予定者を決定しました。事業予定者である株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループを代表法人とするグループと基本協定締結に向け協議を進め、12月に市は事業予定者と基本協定を締結します。</p> <p>今後、事業用定期借地権設定契約、公共施設整備事業に関する費用負担等に関する協定締結の後、工事に着手し、平成32年夏ごろの施設開業をめざしています。</p> <p>今後も臨海部のさらなる活性化のため、大浜北町市有地を有効活用するよう、事業に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第31項（公園緑地部公園監理課・公園緑地整備課）						
原山公園については、公園内に駐車場を265台設置する予定です。						
また、梅・美木多駅周辺の駐車場を有効活用する観点から検討を進めているところです。対策として、南区役所駐車場の増設など既存ストックを活用し、必要駐車台数の確保を進めています。						
田園公園、三原公園につきましては、学校法人近畿大学医学部等の移転に伴い、必要な敷地について譲渡を予定しております。今後、地域住民のご意見を聞きながら、基本計画を策定し、再整備を行います。						

番 号	陳情第61号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第32項（経営企画室）						
<p>本市の水道管は、平成28年度末現在、市内全域で約2,400km布設されており、昭和40年代後半に多く布設された水道管が逐次法定耐用年数である40年を経過し、経年化した更新対象となる水道管が増加していきます。</p> <p>一方、人口減少や節水機器の普及により、水需要が減少し、料金収入が減少するなど、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>そのため、本市では「堺市水道ビジョン」（計画期間：平成28年度～37年度）において、中長期的な財政収支と施設の更新需要を把握し、事業量の平準化やライフサイクルコストの低減を図るアセットマネジメント手法を導入し、適切な維持管理を行ってまいります。</p> <p>当ビジョンにおいて、口径の大きな幹線管は年平均2%（約4km）を更新、口径300mm以下の配水支管は毎年22km（約1%）を更新する計画としており、水道管の更新を推進しています。</p> <p>本市の下水道管は、平成28年度末現在、市内全域で約3,081km布設されており、昭和30年代に布設された下水道管が、逐次標準耐用年数である50年を経過し、今後経年化した下水道管が増加していきます。</p> <p>一方、下水道事業においても、水需要の減少により、使用料収入の減少が予想されます。</p> <p>そのため、本市では「堺市下水道ビジョン（改定版）」（計画期間：平成28年度～32年度）を策定し、財政計画と投資計画が均衡した、持続可能な経営をめざしております。</p> <p>のことから現在、効率的な維持管理業務を行うとともに、布設後40年を経過した管きょ（約700km）の劣化状況を調査し、破損など事故リスクが高い管きょの修繕や更新を進めています。また、調査結果から劣化傾向を把握し、中長期的な視点でライフサイクルコストの低減を図るアセットマネジメント手法を導入した維持管理計画の策定を進めています。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第33項（総務部学務課）						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の支給内容で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p>						
第34項（教職員人事部教職員人事課）						
<p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）では、児童生徒数に応じた学級編制を行った上で、この学級数等の学校規模を基にして、教育委員会が教職員の定数を定めるよう規定するとともに、学級編制及び教職員定数の標準を規定しております。</p> <p>本市におきましても、義務教育諸学校の教職員の定数は、この法律に基づいて決定しております。</p>						
第35項（学校教育部生徒指導課）						
<p>体罰は、児童生徒の身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第11条においても明白に禁止されている行為です。また、周りの子どもたちにも不安感や恐怖感を抱かせるとともに、暴力行為を容認する姿勢を生み出す要因ともなる決して許されない行為であると捉えています。</p> <p>さらに、体罰事象は、保護者や地域住民の学校及び教職員に対する信頼を失うものもあります。</p> <p>今後も、全教職員の人権尊重に関する認識及び体罰否定の指導観を高めるため、充実した校内研修を改めて実施するよう学校に指導するとともに、全教職員対象の研修を開催するなど、体罰の根絶に向け、取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第36項（学校教育部生徒指導課）						
<p>本市の暴力行為の現状については、小学校は平成27年度177件、平成28年度152件で減少し、中学校は平成27年度474件、平成28年度522件で増加しています。</p> <p>いじめや暴力行為については、各学校では、校長のリーダーシップの下、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、チーム力を発揮して対応しております。</p> <p>また、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりを通して、自尊感情の高揚、規範意識の育成に取り組んでいます。</p> <p>不登校については、児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さないよう日常の観察や支援を行うとともに、教育相談体制の充実に取り組んでおります。</p> <p>また、家庭訪問や定期的な連絡により、家庭での児童生徒の状況把握に努め、個に応じた学習支援や面談、保護者との懇談等、継続的な関わりを大切にした取組を行っております。</p> <p>教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、指導主事や警察・校長OBの危機管理アドバイザーの学校への派遣などの支援のほか、必要に応じた関係機関との連携など、生徒指導上の課題に対する取組を展開しています。</p> <p>今後も、全ての児童生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（建設局公園緑地部公園監理課）						
<p>現在、近畿大学では、地域医療の充実や環境への配慮の観点から、泉ヶ丘駅前に開設する新たな附属病院の施設規模や、近畿大学医学部堺病院の存続などについて見直しを図っているところです。</p> <p>田園公園につきましては、グラウンドなど必要な機能を残し、近畿大学医学部等の移転に伴う必要な敷地について譲渡を予定しております。</p> <p>本年7月以降、三原台校区自治連合会や単位自治会、開設予定区域の近隣マンション等に対しまして、計10回にわたり、近畿大学医学部等の開設予定区域などについて、住民説明会を実施してまいりました。</p> <p>この住民説明会において、皆さまから頂きましたご意見やご要望を踏まえ、本年11月からは、施設配置の検討状況などについて、近畿大学・大阪府・堺市の3者により、三原台校区自治連合会や単位自治会、説明会をご希望される近隣マンション等に対し、順次住民説明会を実施させて頂いているところです。</p>						
第2項（企画部）						
<p>統合型リゾート（IR）を推進するいわゆる「IR推進法」が昨年末に成立し、現在政府において、IR推進にあたり必要な法制上の措置を定めたIR実施法案や、ギャンブル等依存症対策基本法案の検討が進められており、今後、国会で審議される見通しです。</p> <p>大阪府・大阪市でも、外部有識者や経済界からなるIR推進会議において、今年8月に「大阪IR基本構想（案）」の中間骨子が取りまとめられ、大阪IRの基本コンセプトやめざす姿、ギャンブル等依存症をはじめとする懸念事項への取組みの方向性が示されたところです。</p> <p>今後、国において議論が進められる制度設計の内容なども踏まえつつ、更なる具体的な検討が加えられ、「大阪IR基本構想」として取りまとめられる予定です。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の発出をしてまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（行政部総務課）

自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行うこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。

本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。

また、自治会での回覧については、募集内容を市民に広く周知するため、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。

番 号	陳情第62号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（財政部財政課・税務部税政課）						
<p>消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税率が8%（地方消費税率は1.7%）に引き上げられました。また、消費税率10%への引上げ時期については、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となりました。</p>						
<p>消費税率引上げによる增收分について、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。なお、第195回国会における平成29年1月17日の所信表明演説の中で、安倍総理大臣は、再来年10月に引上げが予定される消費税の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。</p>						
<p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p>						
<p>また、平成26年4月にまずは8%とされた消費税率引上げの目的は、我が国全体で問題となっている、少子高齢化に伴い増加が続く社会保障に関する国やすべての地方公共団体の負担増に対応するためです。</p>						
<p>これは、国及び地方公共団体において安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための、社会保障制度改革について基本的な考え方等が定められている社会保障制度改革推進法においても、「国民が広く受益する社会保障に係る経費をあらゆる世代が広く公平に分からち合う観点等から、社会保障給付に要する費用にかかる国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされているところです。</p>						
<p>このような、社会保障と税の一体改革により、消費税率の引上げによる增收分の全てを社会保障の財源とすることで、「社会保障の充実」と「安定化」をすすめるものです。</p>						
<p>国における取組に加え、すべての地方公共団体においては、增收分を生活保護扶助費や障害者自立支援給付費など増加する既存の社会保障経費に充てるとともに、認定こども園への移行促進をはじめとした子ども・子育て支援新制度や、地域包括ケアシステムの構築、難病・小児慢性特定疾病への対応など、国が新たに充実を図った社会保障施策の地方負担分に充てることとされています。</p>						
<p>このように、消費税率の引上げは、国と地方全体において増加している既存の社会保障経費への対応や、国が進める社会保障の充実への取組など、中長期的に安定した社会保障制度の構築のために実施されたものです。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
本市においても、引き続き、この趣旨に沿って市民が安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。			

番 号	陳情第62号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項①（危機管理室危機管理課）

市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。

最近では、平成27年12月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を行ったところです。

また、本年4月、関西電力高浜発電所の再稼働にあたり、関西電力株式会社に対して万全の安全対策を講じるよう申入れを行うとともに、国に対しても原子力発電所の安全性向上と徹底した情報公開について、不斷の検証に基づき事業者への指導・監督を強化することを強く求めるなど、高浜発電所の安全確保に関する要請を行っています。

第5項②（危機管理室危機管理課）

原発事故発生時など緊急時の対応につきましては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日部分改正）や関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成25年6月改定）、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」（平成29年3月修正）等に基づき、本市も「堺市地域防災計画」に放射線災害応急対策として定めており、国や府、関西広域連合等の防災関係機関、原子力事業者、報道機関等と連携し、原子力災害の状況や医療機関、交通規制、避難経路等の情報を、速やかに、正確でわかりやすく市民の皆さんへ提供してまいります。

番 号	陳情第62号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第6項（人権部人権推進課）

本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまで平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力をやってまいります。

なお、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。

第7項（人権部人権推進課）

平成27年に平和安全法制関連2法が成立しましたが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。

本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。

第8項（人権部人権推進課）

いわゆる「テロ等準備罪」の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>						
第10項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p>						
<p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円／年の引き下げとなりました。</p>						
<p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>						
<p>また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p>						
<p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第11項（長寿社会部介護保険課）

介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。

第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。

また、第7期計画期間（平成30～32年度）においては、第1号被保険者の負担割合が22%から23%に引き上げられることが予定されています。

本市としましては、引き続き、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。

なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。

第12項（生活福祉部医療年金課）

平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。

本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（健康部健康医療推進課）						
<p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかつた方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>がん検診の無料化については、医療機関やがん患者会などとの連携による啓発や、電話による検診受診勧奨など多様な手法の組み合わせによって、受診率向上を図るための一つの手段と考えており、受診率向上によるがん死亡率の減少を推進するため、現在その導入に向けて検討を重ねているところでございます。</p> <p>また、若年層の方を含む市民の皆様へは、引き続き検診制度の周知強化と、検診受診の動機付けとなるような啓発をすすめてまいります。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施しております。						
<p>国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。</p> <p>これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安全・安心な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	環境局					
件 名	行政にかかる諸問題について							
第15項（環境都市推進部環境エネルギー課）								
<p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しました。</p> <p>この施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組みを推進しているところです。なお、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p>								

番 号	陳情第62号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（農政部農水産課）						
<p>日本とEUの間で進められているEPA協定の内容や農業への影響に関しては、平成29年11月2日付けで「日EU・EPAにおける農林水産物の市場アクセス交渉の結果（暫定版）について」及び「日EU・EPAにおける農林水産物の影響等について」と題して農林水産省のホームページ上に情報が公表されています。なお、本協定については政府とEUの間で引き続き交渉が進められておりますことから、今後も市としてその動向に关心をもって注視してまいります。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第18項（経営企画室）			

本市の水道料金につきましては、直近では、要員管理による人件費削減、検針業務やお客様センター・水運用運転管理業務等の民間委託の取組により、水道事業の経営改善を行い、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり水道料金の引下げを実施してまいりました。今後も、中期計画である堺市水道ビジョンに基づく水道事業を進めるとともに、更なる経営の効率化を図ることで、「水道料金の再値下げ」についても鋭意努めて参ります。

下水道使用料については、中期計画（堺市下水道ビジョン）に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内(平成32年度まで)での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げました。

今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（学校管理部保健給食課）						
<p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p>						
第20項（学校教育部学校指導課）						
<p>卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則つて適切に実施するように指導しております。</p>						
第21項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）						
<p>権限移譲に伴い、平成29年度から本市では、小学校3年生から6年生までの38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺方式少人数教育」を実施しております。</p> <p>本市といたしましては、「堺方式少人数教育」の効果検証を行うとともに、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>また、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p>						
第22項（総務部学務課）						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p> <p>なお、支給の時期につきましては、申請年度の所得が確定する6月以降に認否決定を行うため、7月・12月・3月に支給しているところですが、入学用品費に関しましては、早期支給の実施に向けて具体に検討しているところです。</p>						
第23項（中央図書館総務課）						
<p>開館時間については、堺市立図書館協議会の「今後の中央図書館のあり方について」答申（平成29年3月）を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と5分館の利便性の向上や費用対効果も含めて、検討してまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第24項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、さらに、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p> <p>なお、本市においては、学校施設などの既存資源を有効に活用しながら放課後児童対策事業を展開しており、児童館の設置は予定しておりません。</p>						
第25項（学校教育部学校指導課）						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>						
第26項（学校教育部学校指導課）						
<p>府立高等学校の入試制度等については、平成30年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項により定められております。</p> <p>なお、本市立高等学校は、専門学科であることから、従前から府内全域を学区としております。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局					
件 名	行政にかかる諸問題について							
第1項（契約部契約課・調達課）（上下水道局総務部経理課）								
<p>官公需の地元事業者への優先発注を図る旨の陳情については、建設工事及び工事に関連する業務委託（以下「建設工事等」という。）の発注に当たり、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。</p> <p>予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。</p> <p>物品調達及び業務委託の発注に当たっては、市内経済の活性化及び市内事業者の育成を図る観点から、競争性の確保を前提として地域要件を市内の事業者に限定するほか、地元零細事業者が受注しやすいよう必要に応じて案件を分割するなど、市内事業者に考慮した発注を行っています。また、所管課で購入できる指定物品（予定価格30万円以下の物品など）については、市内業者を優先して発注するよう指導しております。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内業者への優先発注に努めてまいります。</p> <p>次に、公契約条例については、既に同条例を制定した地方公共団体への視察等を通じて、各団体における条例制定の経緯、意義、制定後の具体的な効果と課題等を整理するとともに、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、公契約条例の制定の要否等に関する研究をしてまいりました。併せて、条例の主旨とされる公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り組んでまいりました。</p> <p>まず、労働者の適正な労働環境の確保については、例えば、建設工事等において、建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、建設工事積算基準等の様々な法令及び指針等により、入札手続における公平性及び透明性の確保、工品品質の確保、下請及び労働者の保護等、公契約の適正化を図るための様々なルール・方策が規定されております。これらのルール・方策に則り、本市として、最低制限価格及び低入札価格調査制度の算定方法の見直しや建設工事においては社会保険の未加入対策を実施するなど、入札及び契約手続の各局面において、市の実情に応じた公契約の適正化を図るための制度構築及び改正を適宜行っています。物品調達及び業務委託においては、平成26年4月に策定した「堺市調達方針」に基づき、事業者のコンプライアンス意識の向上及び、ダンピングの排除を推進しており、平成26年12月から、労働関係法令の遵守について、契約約款で明文化を図っております。</p> <p>また、適正な履行の確保に関しては、平成26年4月から、本市が発注する予定価格600</p>								

番 号	陳情第63号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
0万円以上の建設工事において、入札価格が一定の価格を下回った場合に、受注予定者に対し「適正賃金の確保に係る確認書」の提出を義務づけております。						
こうした取組を進めておりますが、一方で、賃金の下限額を定める条項を含む、公契約条例の制定にあたっては、次に述べる課題や問題点があると認識しております。						
<p>例えば、「本条例による賃金水準では、施工能力があるにも関わらず、経営余力が十分でないために賃金水準を高くできない中小事業者が結果的に入札から排除されるなど、入札の公平性が損なわれるおそれがあること」や、「賃金等の労働条件は労使間で自主的に決定されるものであり、市が労使間の契約内容に関与することは、両者の契約の自由を制限することになりかねないこと」、「下請業者も含めた労働者の賃金台帳等の作成及び市への提出等の義務付けにより、受注者の事務負担が増加すること」などが挙げられます。</p> <p>こういった課題や問題点があることから、最低賃金を初めとする賃金・労働条件の基準などの整備につきましては、国の施策において実施されるべきものであると考えており、本市としては、慎重に検討する必要があると認識しております。</p> <p>引き続き、国や他の地方公共団体の状況を注視しつつ、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り組んでまいります。</p>						
<h3>第2項（税務部税政課）</h3> <p>申請に基づく地方税の換価の猶予制度については、平成27年度税制改正において、前年度に改正された国税の見直しと同様、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から設けられました。また、その際、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされました。</p> <p>この改正に伴い、申請に基づく換価の猶予に関する申請手続等の規定、担保を徴取しない場合の基準等について、堺市市税条例に規定しています（平成28年4月1日施行）。</p> <p>堺市市税条例への規定に当たっては、国税の見直しに準じ、担保を徴取しない場合の基準額を税額100万円以下（地方税法の改正前は税額50万円以下）とするなど、納税者の方への一定の負担軽減を行っております。なお、市税の滞納がある場合や過去3年以内に滞納処分を受けている場合等には、換価の猶予を受けることはできません。</p> <p>また、納税者の方には、納付相談の際に、状況に応じて制度の案内・説明を行っているところですが、申請による換価の猶予を受けることができない場合には、職権による換価の猶予やより簡便な分割納付等を活用し、丁寧な徴収に努めているところです。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（税務部税政課）			

消費税率の引上げ、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式の導入につきましては、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、実施時期を延期する税制改正法案が国会に提出され、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立しました。

この法改正で、消費税率引上げと軽減税率制度の導入時期は、平成29年4月1日から平成31年10月1日へ、適格請求書等保存方式の導入時期は、平成33年4月1日から平成35年10月1日に延期となりました。

消費税率引上げによる增收分について、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。なお、第195回国会における平成29年1月17日の所信表明演説の中で、安倍総理大臣は、再来年10月に引上げが予定される消費税の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。

軽減税率制度は、低所得者の方に配慮する観点から「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に標準税率より低い税率を適用する制度です。

軽減税率制度に伴い導入される適格請求書等保存方式は、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から導入されるものです。

このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。

番 号	陳情第63号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（税務部市民税管理課）

平成29年度からの住民税特別徴収税額通知書への個人番号の記載については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）や地方税法の規定により定められており、本市も法令に則って事務を進める必要があることから、個人番号を記載して通知書を送付しております。

特別徴収義務者は、個人番号を利用し、市区町村と一体となって円滑に賦課徴収等の事務を進めいくため、番号法の個人番号関係事務実施者として位置づけられており、特別徴収義務者が正確な個人番号を共有できるよう、市区町村から送付される特別徴収義務者用の特別徴収税額決定通知に個人番号を記載することとされています。

これにより、特別徴収関係事務が正確かつ円滑に進められることとなり、個人住民税の税務手続を通じて、公平・公正な課税や事務の効率化につながります。

個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法第12条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることとされており、本市も必要な安全管理措置を行い、個人番号の適切かつ慎重な取り扱いを行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

第5項（税務部税政課）

所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。

所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料及び一部負担金の減免基準の原則統一に向けて、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や大阪府国民健康保険運営協議会において審議が進められています。</p> <p>平成30年度以降の保険料率については、都道府県が公表する標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることになります。大阪府が示す平成30年度の標準保険料率がどのような水準になるかは現段階では未確定です。</p> <p>保険料については、年々医療費が増加する現状に鑑みると、恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円／年の引き下げとなりました。</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的な一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>減免制度については、国民健康保険料は、世帯の所得、人数等に応じて世帯主の方に賦課されますが、所得が一定額以下の世帯には、保険料の減額も行っており、更に、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対しては、市独自の減免制度を設けています。</p> <p>延滞金については、保険料を納期限後に納付した場合は、堺市国民健康保険条例に基づいて、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて計算された延滞金が加算されます。延滞金を納付せずにいると、催告を行い、催告後も納付が確認できなければ、財産の差押えなどの滞納処分を行う場合があります。ただし、災害による損害、事業の休廃止・失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により延滞金の減免が受けられる場合があります。そのため、保険料を滞納されている被保険者の皆様には、まずは早い段階で区役所保険年金課窓口へ、納付相談にお越しいただきますようご案内しているところです。納付相談の際には、個別の実情に基づいて判断を行い、また、財産調査を行うなど資力を確認した上で慎重に対応しています。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成26年3月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第8項（商工労働部産業政策課・商業流通課）						
<p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p> <p>一方、商店リニューアルなどを図る商店に向け、経営相談窓口を開設するとともに公益財団法人堺市産業振興センターと連携し、専門家派遣などを行っております。</p> <p>このほか、国の中規模事業者持続化補助金の案内を行うなど、店舗改装や販路開拓、業務効率性の取組についても促進しております。</p> <p>今後とも国や関係機関と連携し、商店の経営改善につながる商店リニューアルに係る支援に努めてまいります。</p>						
第9項（商工労働部産業政策課・商業流通課・ものづくり支援課）						
<p>本市では、平成17年4月に堺市企業立地促進条例を施行し、雇用機会及び事業機会の拡大を図ることで、地域経済の活性化や、市民生活の向上に寄与することを目的に、企業投資の誘導に取り組んできました。</p> <p>その後、平成24年4月には、ものづくりの中小企業を中心に企業が集積している内陸部にも投資の誘導を図るため、対象地域を臨海部から市内全域の工業適地に拡大し、平成27年4月には堺市ものづくり投資促進条例を施行し、本社機能や土地取得を伴う投資に対するインセンティブを高めた優遇策を新たに設けることにより、本市の基幹産業であるものづくりの持続</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

的な発展に向けた地域に根差した投資の誘導に取り組んでいるところです。

これら取組を通じ企業投資の促進を図った結果、これまでに97件の投資計画を認定し、そのうち51件が中小企業の投資計画となっていることから、中小企業の投資促進にも繋がっているものと考えております。このほか、中小企業の研究開発機能の強化や操業環境の改善に向けた支援にも取り組んでいるところです。

また、本市では、堺商工会議所、公益財団法人堺市産業振興センター、㈱さかい新事業創造センターと連携し、企業規模や成長段階など事業者の実情やニーズ合わせた総合的な中小企業支援を行っています。

このほか、商店街組合やまちづくり会社などにおいては、商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップ事業を検討しており、その取組についても積極的に支援しているところであり、今後とも意欲ある商業者の取組を進め、商店街での企業育成などに努めてまいります。

番 号	陳情第63号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（土木部土木監理課）（上下水道局経営企画室） 道路や上下水道施設などのインフラの調査や、災害が発生した場合のがれき除去などの応急対応に際しては、地域を熟知する地元業者のご協力が不可欠と考えており、地域の建設業事業者の団体等と協定を締結するなど、災害に備えています。						

番 号	陳情第64号	所管局	総務局	
件 名	行政にかかる諸問題について			
<p>第1項（人事部人事課）</p> <p>超高齢社会を迎える地方財政を取り巻く状況が厳しさを増す中、本市が将来にわたり発展を続けるまちづくりの実現を図っていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、計画的に取組みを進めました。</p> <p>要員管理の適正化にあたっては、単に要員数を削減するのではなく、市が行っている事務事業を改めて点検し、民で行うに適したものは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して、適切な扱い手を選択するとともに職員の体制を充実すべきところには必要な措置を講じるなど人員配置の適正化を図っていく必要があると考えます。</p> <p>引き続き市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、事務事業の内容に応じて各業務に最もふさわしい扱い手を選択し、適正に人員配置を行っていきたいと考えています。</p>				

番 号	陳情第64号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（契約部契約課）（上下水道局総務部経理課）						
工事等の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。						
予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。						
また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。						
さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（1）①（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円／年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>						
第3項（1）②（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
第3項（1）③（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>一部負担金の減免については、厚生労働省から「一部負担金減免の取扱いについて」とする技術的助言に関する通知が出されたことに伴い、平成25年1月に本市の減免基準の大幅な見直しを行ったところです。この見直しは、入院の場合に保険料の納付要件をなくすなど国の減免基準をすべて取り入れるとともに、被保険者の収入基準額を生活保護基準額の120%以下（国基準では生活保護基準額110%以下）に緩和し、対象となる療養区分を入院だけでなく外来まで拡充するなど、本市の独自基準を追加したものです。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、積極的に制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（1）④（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対して、滞納処分を行うことになります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。</p>						
第3項（1）⑤（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、減額を行っています。</p> <p>さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対しては、市独自の減免制度を設けています。</p>						
第3項（1）⑥（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>傷病手当制度については、医療保険制度間の給付の公平を図るとの見地から、国において統一的に実施されることが望ましいと考え、国に対して制度の創設を要望しています。</p>						
第3項（2）①（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						
第3項（2）②（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（2）③（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
第3項（2）④（生活福祉部国民健康保健課）						
<p>70歳から74歳までの方（現役並み所得者は除く）の医療費の一部負担金割合については、法律上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から国の制度見直しにより本来の2割に変更されました。</p> <p>ただし、激変を緩和して円滑に制度を変更するため、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えていた方（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの間の方）については、引き続き軽減特例措置の対象として1割のままでし、平成26年4月2日以後に新たに70歳を迎えた方から段階的に2割負担に移行することになっていますので、ご理解をお願いします。</p>						
第3項（2）⑤（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>国の特別調整交付金の交付基準のうちの経営努力分には、国民健康保険料収納率の確保・向上にかかる評価項目が定められているところですが、本市においては、さまざまな取組の結果、平成28年度まで7年連続で保険料収納率を向上させることができました。また、未収金の総額も10年連続で減少させるなど、国保財政の健全運営に努めているところです。</p> <p>今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかりと行い、徴収可能な保険料を確実に納めていただけるように対策を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（1）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>介護保険料については低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。平成24年度から、世帯の年間収入額の要件を、一人世帯では96万円以下から120万円以下に見直し、減免制度の拡充を図っており、第6期計画期間においても、引き続き減免措置を実施しているところです。</p> <p>本市としましては、引き続き、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>また、介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っております。</p>						
第4項（1）②（長寿社会部介護保険課）						
<p>収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しておりますが、その運用に際し、資産調査を行うことは、保険料負担の公平性の観点から必要と考えています。</p>						
第4項（1）③（長寿社会部介護保険課）						
<p>一般会計からの繰入れに関しては、介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p> <p>したがって、本市としましては、平成27年度に設けられた国・地方の公費を繰り入れて低所得者の保険料を軽減できる仕組みの枠外で一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（1）④（長寿社会部介護事業者課）						
<p>本市では、介護保険事業計画に基づき、施設整備を進めています。グループホームについては、現在、すべての日常生活圏域（市内21圏域）に少なくとも1か所の整備を完了していますが、今後もグループホームの少ない圏域を中心にその整備を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、特別養護老人ホームについても、できるだけ住みなれた地域で過ごしていただけるよう整備を検討してまいります。</p>						
第4項（1）⑤（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っています。</p>						
第4項（2）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>低所得者の保険料・利用料については、かねてより国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による低所得者の保険料軽減策のほかに、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることを要望しております。</p>						
第4項（3）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県に設置するものとされています。</p>						
第5項（1）①（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源のなかにあっては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項 (1) ② (生活福祉部医療年金課)						
<p>本市の子ども医療費助成制度は、平成22年7月府内で初めて所得制限を撤廃し、入院・通院とも中学校卒業まで対象を拡充しました。</p> <p>市民の方からはさらなる拡充についての声が多くあることから、子育てしやすいまち日本一をめざすための重点施策として、高校生世代への拡充に向け子ども医療費助成制度の対象要件の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいているります。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第5項 (1) ③ (健康部保健所保健医療課)						
<p>平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下、「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1) 発病の機構が明らかでなく、(2) 治療方法が確立していない、(3) 希少な疾病であって、(4) 長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は段階的に拡大されており、現在、平成27年1月適用の第1次実施分110疾病、同年7月適用の第2次実施分196疾病、平成29年4月適用の第3次実施分24疾病の計330疾病が指定されています。</p> <p>さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において難病医療費助成制度の第4次実施分の追加疾病の検討が進められています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられる様、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（1）④（生活福祉部医療年金課）						
<p>ひとり親家庭医療の対象者については、平成16年11月の大阪府福祉医療費助成制度改革により、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童に拡充されております。</p> <p>所得制限につきましては、大阪府市長会を通じ大阪府へ所得制限を引き上げるよう要望しております。</p>						
第5項（1）⑤（生活福祉部医療年金課）						
<p>入院時食事療養費につきましては、保険制度のなかで、低所得者の食事療養費を減額できる制度となっており、一定の負担軽減が講じられておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第5項（2）（生活福祉部医療年金課）						
<p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しがなされました。</p> <p>なお、平成18年7月診療分から自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行いました。これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第6項（1）（健康部健康医療推進課）						
<p>ハイリスク分娩など命に係わる危険性があり、かかりつけ医の診察を受けることができない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して、府内の産婦人科に救急搬送による受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日初期救急診療体制については、（公財）堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、市は運営補助を行っています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（2）（健康部健康医療推進課）						
<p>特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンドロームに着目して検査項目を特定し、医療保険者が40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。</p> <p>従いまして、本市では堺市国民健康保険の医療保険者として「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>本市が実施する検診としましては、特定健康診査以外に市民の健康保持・増進を図るため、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、胃がんリスク検査（ピロリ菌の有無及びペプシノゲンの測定）、前立腺がん検査を医療機関において実施し、骨粗しょう症予防検診は保健センターにおいて実施しております。</p> <p>本市では、平成28年10月以降、胃がんや肺がん検診などのがん検診を医療機関で特定健康診査などと同時に受診いただける検診体制の整備や胃がんリスク検査と前立腺がん検査の導入を図りましたが、今後とも引き続き受診しやすい検診体制の充実と検診制度の周知啓発に努めてまいります。</p> <p>各種検診の無料化については、健康寿命の延伸を図る中での一つの方策として考えており現在その導入に向けて検討を重ねているところでございます。</p>						
第6項（3）（健康部健康医療推進課）						
<p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかった方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>がん検診の無料化については、医療機関やがん患者会などとの連携による啓発や、電話による検診受診勧奨など多様な手法の組み合わせによって、受診率向上を図るための一つの手段と考えており、受診率向上によるがん死亡率の減少を推進するため、現在その導入に向けて検討を重ねているところでございます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（4）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>予防接種法に基づく定期接種については、同法に「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされていますが、主に感染症のまん延防止を目的としたA類疾病（百日せき、ジフテリア、破傷風、麻しん、風しんなど）の予防接種はすべて無料で実施しております。一方、主に個人の発病又はその重篤化を防止することを目的としたB類疾病（インフルエンザ・肺炎球菌）の予防接種につきましては、受益者負担の観点からワクチン代相当（インフルエンザ1, 500円、肺炎球菌 4, 000円）として、自己負担金を徴収し、実施しています。</p>						
<p>ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、接種控えに繋がらないよう自己負担金を免除しております。</p>						
<p>また、定期接種以外の任意の予防接種については、個人の判断と自己負担により接種いただいており、国においては、それらのワクチンについて有効性、安全性及び費用対効果等の評価を行い、定期接種への位置づけが検討されているところです。</p>						
<p>本市といたしましては、厳しい財政状況の中にあることや受益者負担のあり方に鑑み、市がすべての予防接種に対し公費負担をすることは困難であり、現行の制度を持続可能なものとすることが重要であると考えます。</p>						
<p>今後、国において定期接種対象の拡大などが実施された場合においても、新たに生じる公費負担や市の財政状況などを勘案し、保健衛生施策全般として、総合的に判断していくものと考えます。</p>						
第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しております。</p>						
<p>さらに、夏期については年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっております。</p>						
<p>このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>堺市小口更生資金貸付制度は、一時的に生活に困窮した世帯に対し、世帯の更生を図っていただくことを目的に25万円を限度として必要額をお貸しする貸付制度です。償還については、2か月据え置き後、貸付の金額によって20か月から25か月の間に元利均等償還をしていただいております。</p> <p>また、国においては、低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットの強化策のひとつとして、平成21年10月から生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設など生活福祉資金貸付制度の内容が拡充され、制度の利用が進んでいるところです。</p>						
第7項（3）（長寿社会部長寿支援課）						
<p>現在、大阪府生活福祉資金（福祉資金）の一環として、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の方で、居住する住宅を増築、改築、拡張、補修、保全をする場合等に必要な経費の貸付を行っています。貸付上限額は250万円であり、貸付期間が終了してから6ヶ月の据え置き後、7年以内に償還することになっています。</p> <p>なお、従前は連帯保証人が必要で年3パーセントの利子でしたが、平成21年10月から貸付条件が緩和され、連帯保証人を1名設定できる方は無利子、設定できない方は1.5パーセントの利子とし、据え置き期間についても従前の3か月から6か月へ拡充しています。</p> <p>この事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪府の補助を受け実施している事業であり、堺市内の申込窓口は、堺市社会福祉協議会となっています。</p> <p>ご要望の趣旨については、大阪府に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（1）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>（公社）堺市シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、就業を通じて自己の就労能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、臨時的・短期的又は軽易な仕事を市民、民間事業所、公共団体などから引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しております。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供等の事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、平成30年4月には「堺・北支部」を新たに開設する予定など、会員の増加と受託業務の受注量の増加に向けた取組みを進めているところです。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら、就業に向けての基礎訓練、就業準備訓練、職場定着支援等を行っているところです。また、一般就労が困難な方に働く場を提供する就労継続支援事業所については、年々、増えています。</p>						
第8項（2）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>従前の作業所について、現在は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としてサービスが提供されており、その経費は、利用者負担を除き、同法の定めによる自立支援給付費で賄われております。その財源構成は、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4となっております。</p> <p>なお、自立支援給付費については、国において定期的に見直しが行われているところです。</p>						
第8項（3）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本市では、限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、従来の個人給付施策から自立支援施策へと施策転換を進めてきており、個人への補助制度は現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願ひいたします。</p> <p>なお、現行の生活介護や就労継続支援などの通所サービスを行う事業所に対して、障害福祉サービスへの事業報酬として、送迎加算が設けられているところです。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（4）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、当初の障害者や高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たしたものと判断しているところです。</p> <p>本市では、限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、従来の個人給付型の事業から自立支援を主体に置いた事業へと転換しています。</p>						
第8項（5）（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>平成28年4月以降に設置した緊急通報装置のペンドントは、防水性のあるペンドントとなっておりますが、それ以前に設置したものには防水性はございません。防水性のないペンドントであっても、ビニールパック等に入れていただければ入浴中にもご使用いただけますので、ご理解のほどお願いします。</p>						
第8項（6）（長寿社会部地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>高齢者のみを対象としたタクシー利用助成制度はありませんが、重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図ることを目的としているため、移動手段であるタクシーの初乗り運賃に対して助成を行っています。</p> <p>また、本市の財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数の拡大等については考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p>						
第8項（7）（生活福祉部医療年金課）						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内4医療機関が実施しており、また、近隣市の助産施設においても実施しております。</p> <p>また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としております。</p>						
第9項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊娠婦を対象としていることから、申請者（妊娠婦または扶養義務者）の現況の確認を行う必要があるため、母子健康手帳及び健康保険証の写しの提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出により手続きしております。</p>						
第9項（3）（子育て支援部幼保推進課）						
<p>認定こども園や保育所などの利用待機児童解消に向けては、これまでに認可保育所などの新設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。今後につきましても、各区の保育ニーズの推移などをしっかりと把握する中で、必要な受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p>						
第9項（4）（子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課）						
<p>緊急一時保育につきましては、通常保育に支障がない範囲で、すでに認定こども園や保育所の全施設で実施しております。</p> <p>病児保育事業につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置することとしておりました。平成29年3月に5か所目となる病児保育施設を設置し計画数の5か所を達成しました。未設置区があることから、市内全域をカバーするため、今年度中に訪問型病児保育事業の実施を予定しています。今後とも、病児保育事業の充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（1）（商工労働部産業政策課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成26年3月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第10項（2）（商工労働部雇用推進課）						
<p>さかいJOBステーションは、働く意欲がある、15歳から39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、堺市が設置・運営する就職支援施設です。会員専用の堺ハローワークコーナーを併設し、求職者に対し、職業相談から職業紹介まで総合的な職業支援を実施しているところです。</p> <p>また、公益財団法人堺市就労支援協会、JOBステーション南サテライトでは、ハローワーク求人情報のオンライン提供を受けており、同協会では無料職業紹介も行っております。</p> <p>今後とも、ハローワーク堺との連携をとりながら、求職者に対する支援を進めてまいります。</p>						
第10項（3）①（商工労働部ものづくり支援課）						
<p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大と後継者育成への支援が重要であり、各産地組合の販路拡大や後継者育成の取組などに対して補助金を交付し、産地組合と連携して振興に努めています。今年度から新たな販路拡大に向けた取組として、堺産品の商品改良や首都圏での販路開拓の支援をはじめました。</p> <p>また、職人の高齢化や後継者難への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対し、補助金による支援等を行っております。さらに、周辺住環境との調和や見学者の受け入れのために事業所を整備する際の支援制度により、操業の安定化に努めているところです。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>さらに、市民をはじめとする多くの方々に堺の地場産業・伝統産業に潜む技術と魅力を知つていただきため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定し、マイスターによる学校や地域での実演、体験を交えた講座を実施しております。</p> <p>このほか、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験等のイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高める取組を行っているところです。</p> <p>今後とも地場産業・伝統産業の現況と課題を把握しながら、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						
<p>第10項（3）②（商工労働部ものづくり支援課）</p> <p>本市では、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を実施し、創業の際に必要な運転資金や設備資金の融資を行っています。また、市内中小企業者の設備投資等の前向きな資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しておりますが、毎年度、利用対象者などの見直しを行い、拡充しているところです。両制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用し易いものと考えております。</p> <p>また、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために、「経営安定特別資金融資」を実施しております。本制度は、売上高が減少している場合に加え、売上総利益率又は営業利益率が減少している場合や事業多角化・事業転換を行う場合も融資対象としており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。</p> <p>このほか、無担保融資として大阪信用保証協会保証付融資の「堺市中小企業振興資金融資（大阪府市町村連携型融資）」を行っております。本制度は堺市の担当窓口において、ご相談や申込受付を行うとともに、本市で独自に金利を年1.5%に引き下げて実施しておりますので、事業者の方にとって利便性のあるものとなっております。</p> <p>国や府に対しましては、大阪府市長会を通じて、国・府の施策並びに予算に関し、中小企業者にとって利用しやすい融資制度になるよう融資利率の引き下げや条件の緩和、保証制度の新設、運用を要望しています。</p> <p>今後とも中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（交通部公共交通課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）						
<p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加を目的に平成16年度に開始した制度であり、今後とも増加が見込まれる高齢者が路線バス等の主要な利用者となっていることから、公共交通の利用促進を目的に加え、利用対象日の拡充等を行ってまいりました。</p> <p>こういった経過があることから、おでかけ応援制度の利用対象者は満65歳以上の堺市民の方としているところです。</p> <p>生活保護受給者の日常生活における交通費につきましては、現行制度上は、日常生活の需要に含まれるものとみなされております。</p> <p>なお、通院や求職活動等のための交通費につきましては支給対象となる場合がありますが、支給のための要件もありますので、具体に必要な場合には事前にご相談ください。</p> <p>障害者世帯への拡大については、現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度があるほか、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（経営企画室）						
<p>本市の水道料金につきましては、直近では、要員管理による人件費削減、検針業務やお客様センター・水運用運転管理業務等の民間委託の取組により水道事業の経営改善を行い、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり水道料金の引下げを実施してまいりました。今後も、中期計画である堺市水道ビジョンに基づく水道事業を進めるとともに、更なる経営の効率化を図ることで、「水道料金の再値下げ」についても鋭意努めて参ります。</p>						
<p>下水道使用料については、中期計画（堺市下水道ビジョン）に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内(平成32年度まで)での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げました。</p>						
<p>次に、ご要望の低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度の創設についてお答えします。</p>						
<p>水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしております。</p>						
<p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度を創設すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p>						
<p>従いまして、本市といったしましては、現在のところ軽減、免除制度の創設は考えておりません。今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項 (1) (学校教育部学校指導課)						
<p>教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて採択基本方針を策定し、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しております。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p>						
第13項 (2) ①②③⑥ (総務部学務課)						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準及び支給内容で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p>						
第13項 (2) ④⑤ (学校管理部保健給食課)						
<p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう国に要望しており、今後とも機会をとらえて国に要望してまいります。</p> <p>医療券につきましては、学校病に係る治療の途中において、医療券交付対象者で無くなることがあるため、対象者であることを月ごとに確認の上、発行する必要がありますので、ご理解願います。</p>						
第13項 (3) (学校管理部保健給食課)						
<p>小学校給食につきましては、単独調理場方式で行っております。</p> <p>中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、昨年度11月から全校において実施しております。</p> <p>栄養教諭等の配置につきましては、国に対し、引き続き要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（4）（学校管理部施設課・総務部学務課）（建築都市局交通部公共交通課）						
小中高等学校のエレベーターの設置状況につきましては、小学校17校、中学校12校、高等学校1校、支援学校2校の計32校に設置しております。今後も、基本的には、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、校舎の新築や改築に合わせて設置を行ってまいります。						
また、バリアフリーにつきましても、学校の整備事業に併せて実施しており、日常の維持管理業務の中においても取り組んでいるところです。						
通学路の安全対策につきましては、今後も関係課と連携し、取り組んでまいります。						
なお、鉄道駅のバリアフリーにつきましては、エレベーター及びスロープ、多機能トイレ、障害者誘導ブロックの整備について、連続立体交差事業中の2駅（南海本線諏訪ノ森駅、浜寺公園駅）を除く27駅において完了している状況です。						

番 号	陳情第65号	所管局	市長公室			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第1項（ニュータウン地域再生室）						
<p>公園側（南東向き）のマンションは、道路側（南西向き）や北側（東向き）マンションよりも最大8%のプレミア価格が付いており、公園側（南東向き）マンションの資産価値の低下を抑える計画変更を求めるについては、公園側（南東向き）と道路側（南西側）、北側（東向き）の住棟では、建物の向きをはじめ間取りや面積などが異なり、それらの異なる条件とともに、民間販売事業者が住戸ごとにそれぞれ販売価格を設定されたものと理解しております。</p> <p>他の事例において、大学や病院の立地を契機に、周辺地域における都市基盤整備が進み安全性や利便性の向上が図られたことや、地域への投資が促進され地域経済が活性化されたことなどにより、地域価値が向上するケースもあります。</p>						
第2項（ニュータウン地域再生室）						
<p>近畿大学医学部等の開設に伴い、今後とも本市が所有する田園公園及び三原公園においては、有効活用に向けた再整備を行ってまいります。また、代替公園の整備のほか、泉ヶ丘駅への歩行者動線である歩道橋の老朽化対策や、これまでご要望のあった周辺道路の交通渋滞対策など、本市は安全性や利便性の確保に向けた都市基盤整備を行う予定しております。それらの具体的な内容については、今後交通管理者である大阪府警察本部や近隣商業施設の関係者などとの協議を重ね、決定してまいります。これら公園の再整備や都市基盤整備などに要する費用については、国庫補助金などを最大限活用してまいります。</p> <p>なお、本市は学校法人近畿大学から土地譲渡による売却額を受け取ることとなります。土地の売却額については、今後不動産鑑定を行い、適正な価格で近畿大学との交渉を進める予定としております。</p>						
第3項（ニュータウン地域再生室）						
<p>近畿大学医学部等の開設に伴う交通対策については、現状の交通量や混雑状況、今後の交通量予測などの把握はすでに行っており、今年度は、直近の交差点だけでなく、周辺エリアも含めて、どのような交通対策が必要であるか、地域全体の交通シミュレーションを行い、より効果的な交通対策の検討を進めているところです。</p> <p>今後、交通管理者である大阪府警察本部や近隣商業施設、学校法人近畿大学等と協議を重ね、具体的かつ効果的な交通対策がまとまり次第、地域住民の皆さんにご説明し、交通渋滞に対する不安解消に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		

第4項（ニュータウン地域再生室）

本市は、本年7月以降、三原台校区自治連合会や単位自治会、開設予定区域の近隣マンション等に対しまして、計10回にわたり、近畿大学医学部等の開設予定区域などについて、住民説明会を実施してまいりました。

この住民説明会において、皆さまから頂きましたご意見やご要望を踏まえ、本年11月からは、施設配置の検討状況などについて、近畿大学・大阪府・堺市の3者により、三原台校区自治連合会や説明会をご希望される単位自治会、近隣マンション等に対し、順次住民説明会を実施させて頂いているところです。

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第5項（健康部健康医療推進課）（市長公室ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園監理課）						
<p>学校法人近畿大学は、平成26年7月の本市、大阪府及び近畿大学の3者による協定締結時に、医学部と1,000床規模の附属病院を泉ヶ丘に移転すると公表しています。現在、近畿大学は、大阪狭山市で医学部及び929床の病院を運営していることから、公表されている計画では現在の機能の全てが移転することとなるため、現在と同程度の面積を想定しています。</p> <p>近畿大学医学部及び附属病院の移転に伴い、田園公園及び三原公園は、芝生や土の広場、緑道等について、再整備を行い、機能を確保します。特に田園公園におけるグラウンド機能は、代替公園で機能の補完ができないことから、現位置でグラウンド機能を確保します。これらのことから公園における必要面積を設定しています。</p> <p>なお、本市では本年7月から9月までの間に、計10回にわたり近畿大学医学部及び附属病院の開設予定区域などについて、地域住民の皆さまへの説明会を実施し、また、本年11月からは、施設配置の検討状況などについて、本市、大阪府及び近畿大学の3者により、住民の皆さまへの説明会を順次実施しているところです。</p>						
第6項（健康部健康医療推進課）						
<p>本市が確認しましたところ、現在の近畿大学医学部附属病院にドクターへリ以外のヘリコプターが発着した訓練は、過去10年程の間で防災訓練において中型ヘリコプターの発着があつた1回となっています。防災訓練は、災害が起つた際に皆様の命を守り被害を少しでも少なくするために必要です。実施に当たっては、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p>						
第7項（健康部健康医療推進課）						
<p>学校法人近畿大学は、医学部及び附属病院の建替えが現地においてできないと判断した後、移転先を南河内医療圏で探してきました。しかし、医学部及び附属病院が移転できるだけの面積を確保できる場所が無く、継続して移転候補地を探していました。</p> <p>大阪府は泉ヶ丘駅前に老朽化した府営住宅があり、また、本市では泉北ニュータウンの再生を掲げていたことから、近畿大学医学部及び附属病院の現在開設地での建替え及び南河内医療圏での移転場所の確保が出来ない状況を踏まえ、本市、大阪府及び近畿大学の3者により協議を進めた結果、堺市南区三原台を候補地として協定を締結するに至りました。</p> <p>近畿大学医学部附属病院の移転に関しては、厚生労働省が通知している病床過剰地域において病院の開設を許可する場合に満たす必要がある要件に該当するため、全体のスケジュールを踏まえたうえで、移転に向けた手続きを進めているところです。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第8項（健康部健康医療推進課）						
<p>学校法人近畿大学は、医学部及び附属病院の建替えが現地においてできないと判断した後、移転先を南河内医療圏で探してきました。しかし、医学部及び附属病院が移転できるだけの面積を確保できる場所が無く、継続して移転候補地を探していました。</p> <p>大阪府は泉ヶ丘駅前に老朽化した府営住宅があり、また、本市では泉北ニュータウンの再生を掲げていたことから、近畿大学医学部及び附属病院の現在開設地での建替え及び南河内医療圏での移転場所の確保が出来ない状況を踏まえ、本市、大阪府及び近畿大学の3者により協議を進めた結果、堺市南区三原台を候補地として協定を締結するに至りました。</p> <p>近畿大学医学部附属病院の移転に関しては、厚生労働省が通知している病床過剰地域において病院の開設を許可する場合に満たす必要がある要件に該当するため、全体のスケジュールを踏まえたうえで、移転に向けた手続きを進めているところです。</p>						
第9項（健康部健康医療推進課）（市長公室ニュータウン地域再生室）						
<p>学校法人近畿大学が計画している医学部附属病院の大坂狭山市から本市への移転に関しては、今後、南河内医療圏及び堺市医療圏の各保健医療協議会での協議の後、大阪府医療審議会を経て、大阪府が厚生労働省と協議を行い、移転についての同意を得ることができるものと考えております。</p> <p>各保健医療協議会や大阪府医療審議会などのスケジュールも含め、全体のスケジュールを踏まえたうえで、計画的に事業を推進するために、都市計画変更に向けた手続きを予定しているところです。</p>						
第10項（健康部健康医療推進課）						
<p>学校法人近畿大学は、平成26年7月に締結した協定において「予定区域へ大学等を設置した後も、引き続き南河内地域における基幹病院としての役割（とりわけ救急、小児、周産期医療等）を果たすとともに、地域医療の提供、充実に積極的に取り組む」としています。また、近畿大学医学部附属病院は、移転後も南河内医療圏の医療機関と連携しながら、南河内医療圏の高度急性期医療を担っていくと聞いております。</p> <p>なお、移転により堺市医療圏において病床数が増加することになりますが、近畿大学医学部附属病院が担っている先端的な技術や高度な医療機器等を利用する特別な医療は、府内全域の医療需要に対応するものとされており、このような医療を必要とする患者を広く受け入れるために病床であることから、府域全体の医療体制を維持するためにも必要であると考えております。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第11項（健康部健康医療推進課）						
一定の要件とは、平成10年に7月に当時の厚生省健康政策局指導課長から各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知された次のとおりです。						
二次医療圏を越えて病院等の移転が行われる場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。						
<p>① 当該病院が、現在開設地から移転することの不可避性が認められること。</p> <p>② 病床が非過剰な医療圏へ移転することが困難であり、移転先以外に開設することができない必然性が認められ、かつ、当該病院の移転が患者の受療動向に影響を与えないものであること。</p> <p>③ 移転の範囲が同一都道府県であること。</p> <p>④ 移転前後で両二次医療圏の病床数の合計が増加しないこと。</p> <p>⑤ 移転に伴い、当該病院の現在開設地が属する医療圏において、病床が非過剰な状態を生じないこと。</p>						
また、この通知以後に、病床過剰地域において病院の開設を検討している病院が厚生労働省又は都道府県に相談を行った場合、既に定められている要件について説明する必要があると考えます。						

番 号	陳情第65号	所管局	建設局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第12項（公園緑地部公園監理課）						
<p>近畿大学の移転に伴い、田園公園及び三原公園は、芝生や土の広場、緑道等について、再整備を行い、機能を確保します。特に田園公園におけるグラウンド機能は、代替公園で機能の補完ができないことから、現位置でグラウンド機能を確保します。これらのことから公園における必要面積を設定しています。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局			
件 名	児童発達支援センターの充実について					
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>児童発達支援センター（5園）の職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけております。今後とも国基準を念頭に、職員配置のあり方を検討してまいります。</p> <p>また、本市施設の指定管理者の指定期間につきましては、「指定管理者制度活用のためのガイドライン（改訂版）」で原則として5年を限度としております。児童発達支援センターの次期指定管理のあり方については、当該施設の特性を踏まえ、検討してまいります。</p>						
第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>医療型児童発達支援センターにおきましては、平成27年度より、週1回の単独通園に加えて、3歳・4歳児については学期に1回の単独通園を追加するとともに、年長児については月1回の単独通園を追加して行っております。</p> <p>今後も単独通園の回数増につきましては、職員配置を含めその必要性について検討してまいります。</p>						
第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>リハビリの回数につきましては、現行配置の中で、より効率的でより良いサービスが提供できるように、指定管理者に働きかけてまいります。</p>						
第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>通園バスにかかる運営予算は、通園バスの安全な運行の確保や運行形態を考慮し、指定管理料として、必要な経費を予算措置しています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	社会保障の充実について					
第1項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料・一部負担金の減免基準の原則統一に向けて、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や大阪府国民健康保険運営協議会において審議が進められています。</p> <p>10月30日には大阪府知事から府内各市町村長に対して大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見聴取がありました。本市は、11月13日に、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含め、然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>一部負担金の減免については、厚生労働省から「一部負担金減免の取扱いについて」とする技術的助言に関する通知が出されたことに伴い、平成25年1月に本市の減免基準の大幅な見直しを行ったところです。この見直しは、入院の場合に保険料の納付要件をなくすなど国の減免基準をすべて取り入れるとともに、被保険者の収入基準額を生活保護基準額の120%以下（国基準では生活保護基準額の110%以下）に緩和し、対象となる療養区分を入院だけでなく外来まで拡充するなど、本市の独自基準を追加したものです。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、積極的に制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	社会保障の充実について					
第2項（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>また、第7期計画期間（平成30～32年度）においては、第1号被保険者の負担割合が2%から23%に引き上げられることが予定されています。</p> <p>本市としましては、引き続き、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。</p>						
第3項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、グループホームを中心に整備を進めています。</p> <p>そのような中、グループホームの整備を促進するとともに、重度の障害があっても利用できる生活の場を確保するため、市単独事業としてグループホームにおける生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」などを実施し、機能強化を図っているところです。</p> <p>今後とも、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域で支える体制の確保に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	社会保障の充実について					
第4項（健康部健康医療推進課）						
<p>特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンドロームに着目して検査項目を特定し、医療保険者が40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。</p> <p>従いまして、本市では堺市国民健康保険の医療保険者として「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>がん検診の検査方法や内容については、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、地方自治体に示されております。</p> <p>本市では、この指針に基づきがん検診を実施いたしておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、健康寿命を延伸するための施策では、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及と啓発を行うため、保健センター・医療機関、各種関係機関と連携し、市民の方へ定期的な検診の重要性を認識いただく働きかけや、予防意識を向上していただくための講演会や啓発に取り組んでいるところでございます。</p> <p>特定健康診査及びがん検診の無償化につきましては、健康寿命の延伸を図る中での一つの方策として考えており、現在その導入に向けて検討を重ねているところでございます。</p>						
第5項（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。</p> <p>また、相談を受けた窓口が懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	子ども青少年局
件 名	社会保障の充実について		

第6項（子ども青少年育成部子ども企画課）（健康福祉局生活福祉部医療年金課）（教育委員会事務局総務部学務課・学校管理部保健給食課）

子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月府内で初めて所得制限を撤廃し、入院・通院とも中学校卒業まで対象を拡充しました。市民の方からはさらなる拡充についての声が多くあることから、子育てしやすいまち日本一をめざすための重点施策として、高校生世代への拡充に向け子ども医療費助成制度の対象要件の検討を進めてまいります。

就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。

学校給食につきましては、本市では、成長期にある児童生徒の健康を保持増進し、学校における食育のための生きた教材となるよう、学校給食を実施しているところです。安全・安心な学校給食を提供することを第一とし、衛生管理及び安全管理に努めています。また、主食・主菜・副菜という料理の分類を基本とし、彩りにも配慮しながら栄養バランスがとれるよう工夫し、子どもたちの嗜好面や季節なども考慮しながら献立を作成しております。

子どもの貧困につきましては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、今後も引き続き、関係部局が密接に連携して取り組んでまいります。

番 号	陳情第68号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部公共交通課）						
<p>梅・美木多駅前の民間商業施設は、建物の老朽化のため、建替えが進められています。建替えにつきましては、所有者から、「3階建ての商業施設を計画しており、平成31年春頃の完成を予定しています。」とお聞きしています。</p> <p>また、桃山台地区を運行している路線バスの利用状況についても南海バスから伺うなど、梅・美木多駅周辺のバスの運行状況については本市も認識しているところです。</p>						
第2項（交通部公共交通課）						
<p>ご要望について南海バスに改めてお伝えしましたが、「桃山台地区を運行しているバスの利用率が高くない現状において、ご要望の路線の再開や延伸については収益性が不透明なことから現段階では実施の予定はない。今後の利用実態を注視したい。」との回答でした。</p> <p>市としましては、今後も桃山台地区を運行するバスの利用状況を見据えるとともに、梅・美木多駅や泉ヶ丘駅周辺のまちづくりの進捗状況を南海バスに伝えながら、ご要望の内容について引き続き働きかけてまいります。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	障害児施策の充実について					
第1項（学校教育部支援教育課）						
<p>今後の本市における支援学校を含む特別支援教育の方向性につきましては、他都市の取組状況を参考にしながら、国や府の動向、特別支援教育における府と市の役割分担を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>						
第2項（学校教育部支援教育課）						
<p>百舌鳥支援学校の施設整備につきましては、今後の在籍数及び学級数等を鑑みながら、学校や関係課と連携し対応について研究してまいります。</p>						
第3項（学校教育部支援教育課）						
<p>市民の皆様からいただいたご意見を含め、堺の生徒に更に充実した教育や支援がなされるよう、大阪府教育庁に伝えております。今後も、市民からの陳情等による要望内容を含め、大阪府教育庁に伝えてまいります。</p>						
第4項（学校教育部支援教育課）						
<p>大阪府は、生徒の障害の状態の多様化に対応するため、生活自立の学習を中心とした支援学校高等部のほか、知的障がい高等支援学校の職業学科及び共生推進教室、高等学校においてカリキュラムや授業内容を工夫し、共に学ぶ知的障がい自立支援コース等の様々な学びの場を設けていることから、多岐にわたる進路選択が可能となっております。</p>						
<p>本市といたしましては、特別支援教育における府と市の役割分担等を踏まえ、今後も特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p>						
第5項（学校教育部支援教育課）						
<p>通級指導教室につきましては、平成29年度から担当教員の基礎定数化がなされ、10年間をかけて安定的・計画的な教職員定数の措置が行われているところです。本市においても、通級による指導充実に向けて、国に対し通級指導教室の増設を要望してまいります。</p>						
第6項（学校教育部支援教育課）						
<p>介助員は、本市の短期臨時職員として任用しており、地方公務員法第22条第2項及び堺市短期臨時職員の任用及び勤務条件等に関する要綱に基づき、連続任用はできませんが、障害のある子どもに対する支援のため、年度当初からの配置に努めております。</p>						
<p>介助員の研修につきましては、4月と9月に実施しております。また、配置校においても、管理職や支援学級担任等による実践研修を行うよう指導しております。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	障害児施策の充実について					
第7項（学校教育部支援教育課）						
<p>重度の障害の子どもが安心して地域の学校に通学することができるよう、学級の状況や子どもたちの障害の状況を鑑み、介助員の配置や必要な施設改修を行っております。</p> <p>今後も、可能な限り必要な措置を講じてまいります。</p>						
第8項（学校教育部支援教育課）						
<p>本市では、学校における特別支援教育の推進的役割を担う推進リーダーの育成を目的として、平成23年度から支援教育推進リーダー研修を実施しております。</p> <p>この研修の受講者は、各所属校において、特別支援教育コーディネーターや支援学級担任・通級指導教室担当等として、通常の学級担任に対する指導助言や、発達障害等のある児童生徒への指導や支援を行っております。</p> <p>特別支援教育コーディネーターにつきましては、校務分掌に位置付けており、保護者への周知に今後も努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	子どもの読書活動の推進について					
第1項（中央図書館総務課）						
<p>子ども読書活動推進計画の改定につきましては、「平成28年度堺っ子読書フォーラム」における「『堺市子ども読書活動推進計画改定版』骨子案」に対する市民意見募集をはじめとして、「改定のための構成案」や「改定のための『たたき台』素案」をお示ししながら、説明会や検討会を開催し、ボランティアを中心とした市民との意見交換を行ってまいりました。現在、市民からいただいた意見を踏まえ、関係部局により改定に向けた検討を進めているところです。</p>						
<p>議論を深め、時代に即した計画の策定に努めてまいります。</p>						
第2項（中央図書館総務課）						
<p>計画の改定に当たりまして、骨子案・素案をもとに、市民から貴重なご意見を数多くいただいております。現在、それらのご意見を踏まえ、関係部局により改定に向けた検討を行っております。今後も引き続き、家庭・地域・学校園など様々な場で子どもの読書活動に関わる方々と連携し、意見を聞きながら改定を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第71号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
第1項、第4項（学校教育部学校指導課）						
本市では、今年度から、中学校に週2日勤務の学校司書を全校に配置しました。今後も、配置による効果・検証を行い、学校司書の小学校への配置を含めた学校図書館への人的支援について検討してまいります。						
第2項（学校教育部学校指導課）						
学校図書館職員及び学校図書館サポーターと司書教諭が連携することにより、司書教諭の負担軽減を図るとともに、学校図書館の活性化に努めてまいります。						
第3項（学校教育部学校指導課）						
本市では、平成26年度に「堺市学校図書館運営方針」を策定し、学校図書館の活性化に向けて各学校で取り組んでいるところです。今後も、より充実した学校図書館の在り方について検討してまいります。						

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	図書館行政について					
第1項（中央図書館総務課）						
<p>本市では、多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図るとともに、図書資料費に係る予算の増額に努めています。</p> <p>今後も、読書活動を推進するとともに、課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めてまいります。</p>						
第2項（中央図書館総務課）						
<p>図書館の専門性を活かした継続的な運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う適切な職員配置に努めています。</p> <p>また、質の高い情報サービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有に努めています。</p>						
第3項（中央図書館総務課）						
<p>中央図書館の基本構想策定に当たっては、図書館協議会の答申を踏まえ、今年度は、現在図書館を利用されていない方も含めて、広く市民のニーズや要望等を把握するために、基礎調査を実施いたします。今後は様々な関係者のご意見を幅広くお聴きしながら、図書館サービス機能を中心に基本構想を取りまとめてまいります。</p>						
第4項（中央図書館総務課）						
<p>本市の図書館協議会の委員につきましては、多様化する市民ニーズに応えるため、それらを反映することができるような人選や委員構成に努めています。平成27年度から一般市民を対象に協議会委員を公募し、現在公募委員1名を含めて協議会運営を行っていますが、今後とも、効果的な論議を行うことができるよう協議会の運営に努めています。</p>						

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームにおける利用児童の受け入れにつきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいております。</p> <p>金岡小学校ののびのびルームにつきましては、利用申込者が利用できるように、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保してまいります。</p> <p>なお、校舎改築工事の期間中に学校施設内で活動場所が確保できない場合に備え、学校近隣の地域の施設等の利用も視野に入れて検討しております。</p> <p>今後も、学校と調整を進めながら、放課後に活動できる共用教室等の確保や、増改築工事の中で開設時間帯に専ら使用できる教室を整備するなど、より多くの児童が利用できるように活動場所の確保に努めてまいります。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>金岡小学校における校舎改築工事に係るのびのびルームの移転につきましては、改築工事の進捗状況に応じて、その影響が最小限となるよう進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
のびのびルームにおける利用児童の受け入れにつきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいております。						
金岡小学校のびのびルームにつきましては、利用申込者が利用できるように、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保してまいります。						
なお、校舎改築工事の期間中に学校施設内で活動場所が確保できない場合に備え、学校近隣の地域の施設等の利用も視野に入れて検討しております。						
今後も、学校と調整を進めながら、放課後に活動できる共用教室等の確保や、増改築工事の中で開設時間帯に専ら使用できる教室を整備するなど、より多くの児童が利用できるように活動場所の確保に努めてまいります。						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
金岡小学校放課後ルームにつきましても、引き続き利用申込者が利用できるように、図書室の利用を基本としながら放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保してまいります。						

番 号	陳情第75号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>今後も、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。</p>						
第2項、第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームの運営に当たっては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。</p>						
<p>活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。</p>						
<p>指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員しております。</p>						
<p>なお、児童数につきましては、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p>						
<p>すくすく教室においても、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室を確保してまいります。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>今年度から運営事業者が変更になったルームの運営状況を把握し、より良いルーム運営に向けた参考とするため、利用保護者・児童を対象としたアンケート調査を実施しております。</p>						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営事業者が変更となった場合は、ルームが円滑に運営できるよう、本市職員が運営事業者間の引継ぎへの立合い及びルーム巡回を行い、運営状況の確認を行っております。</p>						
<p>今後も円滑なルーム運営ができるよう、より一層の丁寧な引継ぎ及びルーム巡回を行い、必要に応じて運営事業者を指導してまいります。</p>						
第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則等により定めております。</p>						
<p>また、指導員の待遇改善につきましては、課題であると認識しております。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第9項、第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業は、事業運営を運営事業者に委託しておりますが、委託費用について、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っております。</p> <p>その際には、運営事業者からは、支出目的や支出項目を示した見積書が提出されており、事業者選定において、本事業の運営費であることを確認しております。</p> <p>また、委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。</p> <p>本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないので、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善してまいります。</p> <p>また、履行確認は、運営事業者から毎月提出される業務完了届及び業務報告により行うとともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っております。</p>						
第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>待機児童の解消につきましては、活動できる共用教室等を確保するとともに、小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していくことなく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p>						
第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム）の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
百舌鳥小学校のびのびルームの共用教室である生活科ルーム及び会議室については、平日は14時から16時までの間、平均週2～3日の使用で、主に宿題を中心とした学習や室内での遊びの活動を行っております。						
第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項では、「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」とされています。						
百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、平成29年5月1日現在の児童数に対し専用教室2室及び共用教室2室を併せた面積は同項に定める基準を満たしております。						
本業務においては、運営事業者を公募により、本市が当該事業の実施について求めた業務仕様書に基づき各事業者が企画提案を提出し、それにに基づき運営事業者の選定を行っております。したがって、共用教室の運用につきましては、業務仕様書に基づき各事業者が適切に対応するものであり、本市が行う運営事業者への助言も、業務仕様書及びそれに対する企画提案に基づく内容となります。						
また、本市が行っているルーム巡回において、指導員配置状況や共用教室の使用状況を確認し、1支援の単位当たり2名の指導員を配置することとしていることから、適切に複数の指導員を配置するよう指導助言を行っております。						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、平成29年5月1日現在の児童数に対する支援の単位数は4単位であり、指導員の基本配置は8人となっております。また、業務仕様書においては、配慮を要する児童や安全管理上必要な場合に指導員を追加配置するものとしております。						
なお、本年8月において、基本配置の8人を配置しなければならないところを7人しか配置できていなかつた日が2日ありました。						
このため、業務仕様書のとおり履行するよう事業者に対し指導を行いました。また、配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員が出席児童に対し充足していない時があったことも確認しており、加配指導員の配置についても事業者に指導を行っております。						

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

百舌鳥小学校のびのびルームでは、今年度、運営事業者が4人の指導員を新規採用しております。

なお、指導員の確保につきましては、業務仕様書及び企画提案に基づき運営事業者が行っており、本市におきましてもホームページや広報において、運営事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

本市においては、運営事業者や保護者の方々の要望等をお聞きしながら、「第2期未来をつくる堺教育プラン」の実現に向け、就労支援事業である「のびのびルーム」を基本とした制度の統一を図っており、活動場所の確保ができた学校より順次統一しているところです。

第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後ルームの定員につきましては、堺市放課後ルーム事業実施要綱第9条第1項に基づき設定しております。なお、定員を80人と設定した実績は1校あります。

百舌鳥小学校放課後ルームにおいては、主に図書室を活動の場としており、図書室の部屋の状況を勘案し、定員を60人と設定したところです。

また、定員の設定方法については、見直しを検討しております。

第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

百舌鳥小学校のびのびルームの活動場所の確保につきましては、開設時間帯に専ら使用できる教室を整備するなど、より多くの児童が利用できるように努めてまいりますが、利用申込者数が増加傾向であることから、増改築工事が完了するまでの間、利用申込者の受入れに際し、隣接利用制度などの活用など様々な方策を視野に入れた対応が必要であると考えております。

今後も、利用児童の安全安心を第一に考え、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）
のびのびルームにおける指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置することとしており、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。
また、児童の安全を図るため、主任指導員及び主任指導員を補佐する副主任指導員からなる体制をとり、管理運営しております。

第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）
のびのびルームの運営に当たっては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。
活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。

第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）
一部負担金につきましては、受益者負担の適正化の観点から検討し、現在の負担額となっております。ただし、のびのびルームの一部負担金につきましては、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。

平成29年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

平成29年 12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-17-0028

